

工場・事業場の大気規制

(大気汚染防止法・群馬県的生活環境を保全する条例)

【用語の説明】

1 ばい煙

- ① 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する**硫黄酸化物**。
- ② 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生する**ばいじん**。
- ③ 物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質。※大気汚染防止法では「**有害物質**」として、群馬県的生活環境を保全する条例では「**ばい煙有害物質**」として、次の物質が定められています。

有害物質	
1 カドミウム及びその化合物	2 塩素及び塩化水素
3 弗素、弗化水素及び弗化珪素	4 鉛及びその化合物
5 窒素酸化物	

ばい煙有害物質	
1 カドミウム及びその化合物	2 塩素及び塩化水素
3 弗素、弗化水素及び弗化珪素	4 鉛及びその化合物
5 窒素酸化物	6 シアン化水素

2 粉じん

物の破碎、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生し、又は飛散する物質。

①石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質を「**特定粉じん**」、②特定粉じん以外の粉じんを「**一般粉じん**」といいます。

3 揮発性有機化合物 (VOC : Volatile Organic Compounds)

大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く）。

4 水銀等

水銀及びその化合物をいいます。

5 ppm (parts per million)

濃度を示す単位記号で、1ppm は100 万分の1 を意味します。大気関係では1 m³ (10⁶cm³=100 万立方センチメートル) の大気中に1cm³の汚染物質濃度を1ppm で示します。

6 m³N/h (立方メートル/1時間)

温度が0℃であって、圧力が1気圧の状態（標準状態）に換算した場合の1時間当たりのガス量を表す単位。

7 標準酸素濃度補正方式

ばい煙発生施設等からの排出ガスを希釈して基準適合を図ることを防止するため導入された規制方法。大気汚染物質のうち、ばいじん、窒素酸化物、塩化水素及び水銀等について、施設の種類ごとに排出ガス中の標準酸素濃度を定めて次の式により実測値を補正して排出基準と照合します。（実測値を施設の種類ごとの標準的な排出ガスの希釈状態における値に換算します。）

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : 補正されたばいじん量、窒素酸化物量、塩化水素量又は水銀等の量
 O_n : 施設の種類ごとに定められた標準酸素濃度 (%)
 O_s : 測定された排出ガス中の酸素濃度 (%) (20%を超えるものは20%とする。)
 C_s : 測定された排出ガス中のばいじん量、窒素酸化物量、塩化水素量又は水銀等の量

8 光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物やガス状の炭化水素が太陽光線中の紫外線により化学反応をおこし、オキシダントと呼ばれる酸化性物質を生成します。このオキシダントはオゾンなどの酸化性物質を主体としており目を刺激し、くしゃみや涙を誘発するほか植物の葉の組織を破壊します。この現象は日ざしの強い夏に多く発生する傾向にあります。

【目次】

1 規制体系

- (1) 大気汚染防止法による規制体系
- (2) 群馬県的生活環境を保全する条例による規制体系

2 設置者（工場・事業場）の義務等

- (1) 届出
- (2) ばい煙量等の測定・記録・保存
- (3) 排出基準等の遵守
- (4) 事故時の応急措置
- (5) 大気汚染緊急時における措置

3 届出書等の処理の流れ

- 別表 1-1 大気汚染防止法「ばい煙発生施設」
- 別表 1-2 ばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制 [K 値規制]
- 別表 1-3 ばい煙発生施設に係るばいじんの排出基準
- 別表 1-4 ばい煙発生施設に係る有害物質（窒素酸化物）の排出基準
- 別表 1-5 小型ボイラーに係る排出基準
- 別表 1-6 ばい煙発生施設に係る有害物質（窒素酸化物を除く）の排出基準
- 別表 1-7 ばい煙発生施設に係る有害物質の上乗せ排出基準
- 別表 2-1 群馬県的生活環境を保全する条例「ばい煙特定施設」
- 別表 2-2 ばい煙特定施設（群馬県的生活環境を保全する条例）に係る硫黄酸化物の規制 [K 値規制]
- 別表 2-3 ばい煙特定施設（群馬県的生活環境を保全する条例）に係るばいじんの排出基準

- 1 別表 2-4 ばい煙特定施設（群馬県的生活環境を保全する条例）に係る有害物質の排出基準 19
- 1 別表 3 大気汚染防止法「揮発性有機化合物排出施設」及び排出基準 20
- 2 別表 4 大気汚染防止法「水銀排出施設」及び排出基準 21
- 2 別表 5 大気汚染防止法「一般粉じん発生施設」、構造並びに使用及び管理に関する基準 23
- 3 別表 6 群馬県的生活環境を保全する条例「粉じん特定施設」、構造並びに使用及び管理に関する基準 23
- 4 別表 7 大気汚染防止法「特定粉じん発生施設」及び敷地境界基準 24
- 5 別表 8-1 大気汚染防止法「特定粉じん排出等作業」 24
- 6 別表 8-2 特定建築材料 24
- 7 別表 8-3 解体等工事に係る事前調査 25
- 8 別表 8-4 事前調査結果の記録事項 25
- 9 別表 8-5 事前調査結果の説明書面への記載事項及び掲示事項 26
- 別表 8-6 特定粉じん排出等作業に係る作業基準 26
- 12 別表 8-7 特定粉じん排出等作業に係る下請負人への説明 28
- 16 別表 8-8 特定粉じん排出等作業の結果の報告等 28
- 別表 8-9 事前調査結果の報告 29
- 17 別表 8-10 事前調査に係る一定の知見を有する者の活用（令和5年10月1日施行） 29
- 18 4 有害大気汚染物質について 30
 - (1) 有害大気汚染物質 30
 - (2) 指定物質排出施設・抑制基準一覧 30
 - ア ベンゼンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準の対応 30
 - イ トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準の対応 30
- 18 工場・事業場の大気規制に関するお問い合わせ先 31

1 規制体系

(1) 大気汚染防止法による規制体系

表1 大気汚染防止法による規制体系

規制対象物質		対象施設等の種類	義務等	規制措置等
ばい煙	硫黄酸化物	ばい煙発生施設 (別表 1-1 参照)	①各種届出 ②ばい煙量等の測定記録 ③排出基準の遵守 ④事故時の応急措置及び復旧措置 ⑤事故時の通報	【届出】 ・実施の制限 ・計画変更命令等 【排出基準】 ・改善命令等 【その他】 ・事故時の措置命令
	ばいじん			
	有害物質			
	窒素酸化物			
	カドミウム等			
VOC	揮発性有機化合物 (VOC)	揮発性有機化合物 排出施設 (別表 3 参照)	①各種届出 ②VOC 排出濃度の測定記録 ③排出基準の遵守	【届出】 ・実施の制限 ・計画変更命令等 【排出基準】 ・改善命令等
粉じん	一般粉じん	一般粉じん発生施設 (別表 5 参照)	①各種届出 ②構造等の基準の遵守	【構造等の基準】 ・基準適合命令等
	特定粉じん	特定粉じん発生施設 (別 表 7 参照)	①各種届出 ②大気中濃度の測定記録 ③規制基準の遵守	【届出】 ・実施の制限 ・計画変更命令等 【規制基準】 ・改善命令等
		解体等工事 (別表 8-1 参照)	①事前調査の実施 (R5. 10. 1～有資格者による書面及び 目視調査) ②事前調査結果の報告 ③事前調査結果等の 現場備置き・掲示 ④事前調査結果の説明	【その他】 ・立入検査等
		特定粉じん 排出等作業 (レベル 1～3)	⑤作業計画の策定 ⑥下請負人への説明 ⑦作業基準の遵守 ⑧作業完了後の確認・報告	【作業基準】 ・基準適合命令等
		届出対象特定工事に 係る特定粉じん排出 等作業 (レベル 1、2)	⑨各種届出	【届出】 ・14 日前まで ・計画変更命令等
水銀	水銀等	水銀排出施設 (別表 4 参照)	①各種届出 ②水銀濃度の測定記録 ③排出基準の遵守	【届出】 ・実施の制限 ・計画変更命令等 【排出基準】 ・改善命令等
特定 物質	アンモニア等 (28 物質) (大気汚染防止法施行令 第 10 条に定める物質)	特定施設 (2. (4) 事故時の応急措 置参照)	①事故時の応急措置及び復旧措置 ②事故時の通報	【その他】 ・事故時の措置命令

(2) 群馬県の生活環境を保全する条例による規制体系

表2 群馬県の生活環境を保全する条例による規制体系

規制対象物質		対象施設等の種類	義務等	規制措置等
ばい煙	硫黄酸化物	ばい煙特定施設 (別表 2-1 参照)	①各種届出 ②ばい煙量等の測定記録 ③排出基準の遵守 ④事故時の応急措置及び復旧措置 ⑤事故時の通報	【届出】 ・実施の制限 ・計画変更命令等 【排出基準】 ・改善命令等
	ばいじん			
	ばい煙有害物質 (カドミウム等)			
粉じん	粉じん	粉じん特定施設 (別表 6 参照)	①各種届出 ②構造等の基準の遵守	【構造等の基準】 ・基準適合命令等
ばい煙 特定 物質	トリクロロエチレン等 (5 物質)	ばい煙特別施設 (2. (4) 事故時の 応急措置 参照)	①事故時の応急措置及び復旧措置 ②事故時の通報	【その他】 ・事故時の措置命令

以下、必要に応じ「大気汚染防止法」を「法」と略し、「群馬県の生活環境を保全する条例」を「条例」と略します。

2 設置者（工場・事業場）の義務等

(1) 届出、報告

表3 届出について

必要となる届出の種類	届出、報告期限
1. 設置の届出 以下の規制対象施設を設置しようとする場合。 ・ばい煙発生施設 ・揮発性有機化合物排出施設 ・一般粉じん発生施設 ・特定粉じん発生施設 ・ばい煙特定施設 ・粉じん特定施設 ・水銀排出施設	工事着手予定日の60日以上前 （一般粉じん発生施設及び粉じん特定施設については工事着手予定日まで）
2. 使用の届出 法又は条例の改正により、新たに規制対象施設となった場合。	新たに規制対象となった日から30日以内
3. 構造等の変更の届出 1. 又は2. の届出をした者が、その施設の構造、使用及び管理の方法又はばい煙等の処理の方法等を変更しようとする場合。	工事着手予定日の60日以上前 （一般粉じん発生施設及び粉じん特定施設については工事着手予定日まで）
4. 氏名等の変更の届出 1. 又は2. の届出をした者について、氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名を変更しようとする場合。 1. 又は2. の届出をした者について、その工場又は事業場の名称及び住所に変更があった場合。	変更があった日から30日以内
5. 施設の使用廃止の届出 1. 又は2. の届出をした者が、その施設の使用を廃止した場合。	廃止した日から30日以内
6. 承継の届出 1. 又は2. の届出をした者の地位を承継（施設の譲り受け又は借り受け等）した場合。	承継があった日から30日以内
7. 実施の届出 届出対象特定工事に係る特定粉じん排出等作業を実施しようとする場合。	特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前まで
8. 事前調査結果の報告 解体等工事に係る事前調査を行ったとき	遅滞なく

○届出書様式、添付資料について

届出の種類毎に定められた様式を用いて、書面による届出の場合は資料を含めて届出書を2部（正本1部、写し1部）作成し提出してください。

様式・添付資料、メールによる届出先については最終ページの間合せ先又は県のホームページでご確認ください。

なお、ばい煙発生施設の場合の添付資料は次のとおりです。

- ・ばい煙発生施設、ばい煙処理施設、煙突の構造図
- ・ばい煙の発生に係る計算書
- ・案内図
- ・配置図
- ・測定口の位置を明示した側面図
- ・その他（製造工程のフローシート、燃焼能力等仕様書）

○届出書の押印等

法に及び条例に基づく各種届出については、代表者印の押印は不要です。

○実施の制限

「ばい煙発生施設」、「揮発性有機化合物排出施設」、「特定粉じん発生施設」、「水銀排出施設」及び「ばい煙特定施設」の設置又は構造等の変更をする場合は、その届出を行った日から60日を経過した後でなければ、届出に係る工事に着手することはできません。ただし、届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、その期間を短縮できる場合があります。

○計画変更命令等

「ばい煙発生施設」、「揮発性有機化合物排出施設」、「特定粉じん発生施設」、「水銀排出施設」及び「ばい煙特定施設」の設置又は構造等の変更の届出があった場合において、その届出の内容が排出基準又は規制基準に適合しないと認められたときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、施設の構造等に関する計画の変更又は計画の廃止を命ずることがあります。

「特定粉じん排出等作業」の実施届があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が法第18条の19各号に掲げる措置を当該各号に定める方法、（別表8-5（注）参照、以下この段落において「定める方法」という）により行うものでなく、建築物等が倒壊するおそれがあるときその他「定める方法」により行うことが技術上著しく困難な場合でないときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る「特定粉じん排出等作業」について、「定める方法」により行うことを命ずるものとされています。また、その届出に係る「特定粉じん排出等作業」の方法が作業基準に適合しないと認められたときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、作業の方法に関する計画の変更を命ずることがあります。

(2) ばい煙量等の測定・記録・保存

「ばい煙発生施設」、「揮発性有機化合物排出施設」、「特定粉じん発生施設」、「水銀排出施設」及び「ばい煙特定施設」の設置者は、当該施設に係るばい煙量等を測定し、その結果を記録し3年間保存しなければなりません。また、測定結果の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者に対して罰則の規定が設けられています。

表4 ばい煙等の測定（法施行規則第15条、第15条の3、第16条の3、第16条の12、条例施行規則第13条）

測定項目	測定すべき施設		測定回数	記録保存
硫黄酸化物	ばい煙発生施設 ばい煙特定施設	ばい煙の排出量が 10 m ³ N/h 以上の施設	2月を越えない作業 期間ごとに1回以上	所定の記録表 等に記録 ^{注2} し 3年間保存
ばいじん	ばい煙発生施設 (廃棄物焼却炉、 ガス専焼ボイラー、 ガスタービン及びガス 機関以外) ばい煙特定施設	排出ガス量が 40,000 m ³ N/h 以上の施設	2月を越えない作業 期間ごとに1回以上	
		排出ガス量が 40,000 m ³ N/h 未満の施設	年2回以上（1年間に6 月以上継続して休止する ばい煙発生施設は年1回 以上）	
	ばい煙発生施設 (廃棄物焼却炉)	焼却能力が 4,000kg/h 以上の施設	2月を越えない作業 期間ごとに1回以上	
		焼却能力が 4,000kg/h 未満の施設	年2回以上（1年間に 6月以上継続して休止 するものは年1回以上）	
	ばい煙発生施設（ガス専焼のボイラー、ガスタービン及びガス機 関、燃料電池用改質器（ガス発生炉））		5年に1回以上	
有害物質	ばい煙発生施設	排出ガス量が 40,000 m ³ N/h 以上の施設	2月を越えない作業 期間ごとに1回以上	
		排出ガス量が 40,000 m ³ N/h 未満の施設	年2回以上（1年間に6 月以上継続して休止する ものは年1回以上）	
		燃料電池用改質器（ガス発生炉）	5年に1回以上	
ばい煙有害物 質	ばい煙特定施設	排出ガス量が 40,000 m ³ N/h 以上の施設	2月を越えない作業 期間ごとに1回以上	
		排出ガス量が 40,000 m ³ N/h 未満の施設	年2回以上	
特定粉じん (石綿)	特定粉じん発生 施設	石綿に係る全施設（ただし、常時使用する従 業員の数が20人以下の工場は当分の間測定 を行わないことができる）	6月を越えない作業 期間ごとに1回以上	
水銀等	水銀排出施設	排出ガス量が 40,000 m ³ N/h 以上の施設	4月を越えない作業 期間ごとに1回以上	
		排出ガス量が 40,000 m ³ N/h 未満の施設	6月を越えない作業 期間ごとに1回以上	
		乾燥炉（銅、鉛又は亜鉛の硫化鉱を原料） 及び溶解炉（廃鉛蓄電池又は廃はんだを原 料）	年1回以上	
揮発性有機 化合物	揮発性有機化合物 排出施設	別表3の施設 （ただし、燃焼処理装置が設置され排出さ れるVOCを全量処理している施設は除く。 また、固定屋根式貯蔵タンクの場合、計算 した濃度により測定に代えることができ る。）	年1回以上	

注1) ばい煙排出者は、法第3条の排出基準の適用を受けるばい煙発生施設から排出される当該規制基準の適用を受けるばい煙について測定することとされています。

2) 計量法第107条の登録を受けた者が行う計量証明により、法施行規則様式第7に記載すべき事項と同様の事項の証明がなされた場合は、その証明書が自主測定の記録になります。

(3) 排出基準等の遵守

<p>ア ばい煙発生施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硫黄酸化物の規制 [K値規制] ……別表 1-2 参照 ・ばいじんの排出基準 ……別表 1-3 参照 ・有害物質（窒素酸化物）の排出基準 ……別表 1-4 参照 ・小型ボイラーの排出基準 ……別表 1-5 参照 ・有害物質（窒素酸化物を除く）の排出基準 ……別表 1-6 参照 ・有害物質の上乗せ排出基準 ……別表 1-7 参照 <p>イ ばい煙特定施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・硫黄酸化物の規制 [K値規制] ……別表 2-2 参照 ・ばいじんの排出基準 ……別表 2-3 参照 ・有害物質の排出基準 ……別表 2-4 参照 	<p>ウ 揮発性有機化合物排出施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出基準 ……別表 3 参照 <p>エ 水銀排出施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水銀等の排出基準 ……別表 4 参照 <p>オ 一般粉じん発生施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造並びに使用及び管理に関する基準 ……別表 5 参照 <p>カ 粉じん特定施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造並びに使用及び管理に関する基準 ……別表 6 参照 <p>キ 特定粉じん発生施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地境界基準 ……別表 7 参照 <p>ク 特定粉じん排出等作業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業基準 ……別表 8-6 参照
---	--

○改善勧告等

排出基準を遵守していない「**水銀排出施設**」の設置者に対しては、当該水銀排出施設の構造若しくは使用の方法若しくは水銀等の処理の方法の改善又は当該水銀排出施設の使用の一時停止その他水銀等の大気中への排出を減少させるための措置をとるべきことを勧告することがあります。

○改善命令等

排出基準等を遵守していない「**ばい煙発生施設**」、「**揮発性有機化合物排出施設**」、「**特定粉じん発生施設**」、「**ばい煙特定施設**」又は上記による勧告を受けたがその勧告に従わない「**水銀排出施設**」の設置者に対しては、当該施設の改善又は使用の一時停止を命ずることがあります。

○基準適合命令等

構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守していない「**一般粉じん発生施設**」又は「**粉じん特定施設**」の設置者に対しては、当該施設の基準に従うべきこと又は使用の一時停止を命ずることがあります。

○作業基準適合命令等

作業基準を遵守していない「**特定粉じん排出等作業**」を伴う建設工事（特定工事）の元請業者若しくは下請負人又は自主施工者に対しては、作業基準に従うべきこと又は作業の一時停止を命ずることがあります。

(4) 事故時の応急措置

「**ばい煙発生施設**」又は「**特定施設**」を工場若しくは事業場に設置している者は、これらの施設について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、法に基づきただちに、その事故について応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧するように努めなければなりません。

また、条例に基づく「**ばい煙特定施設**」又は「**ばい煙特別施設**」を工場若しくは事業場に設置している者についても、これらの施設で故障等が発生し、ばい煙又はばい煙特定物質が大気中に多量に排出されたときは、同様の措置が必要となります。

ア ばい煙発生施設

別表 1-1 参照

イ 特定施設

特定物質を発生する施設（ばい煙発生施設を除く）（**法第 17 条第 1 項、法施行令第 10 条**）

ウ ばい煙特定施設

別表 2-1 参照

エ ばい煙特別施設

ばい煙特定物質を発生する施設（ばい煙特定施設を除く）（**条例第 25 条第 1 項、条例施行規則第 14 条**）

特定物質（大気汚染防止法）				
・アンモニア	・硫化水素	・塩素	・弗化珪素	・臭素
・弗化水素	・燐化水素	・二硫化炭素	・ホスゲン	・ニッケルカルボニル
・シアン化水素	・塩化水素	・ベンゼン	・二酸化セレン	・五塩化燐
・一酸化炭素	・二酸化窒素	・ピリジン	・クロルスルホン酸	・メルカプタン
・ホルムアルデヒド	・アクロレイン	・フェノール	・黄燐	・メタノール
・二酸化硫黄	・硫酸(三酸化硫黄を含む)	・三塩化燐		

ばい煙特定物質（群馬県的生活環境を保全する条例）				
・トリクロロエチレン	・テトラクロロエチレン	・トルエン	・キシレン	・クロム酸

(5) 大気汚染緊急時における措置

大気汚染防止法第23条及び群馬県大気汚染緊急時対策実施要綱により、注意報等の緊急時に一定規模以上の工場・事業場に対して下表の措置をとります。なお、災害等の場合はこの限りではありません。

		注意報	警報	重大緊急時報
光化学オキシダント	大量ばい煙発生事業者（オキシダントに係るもの）	通常の燃料使用量の20%程度の削減または同等の措置、24時間不要・不急の燃焼自粛協力	通常の燃料使用量の40%程度の削減 —勸告—	通常の燃料使用量の40%程度の削減 —命令—
	ばい煙発生事業者（オキシダントに係るもの）	24時間燃焼管理の徹底、不要不急の燃焼の自粛による使用燃料の削減協力	通常の燃料使用量の20%程度の削減協力	通常の燃料使用量の20%程度の削減 —命令—
	揮発性有機化合物排出事業者	24時間不要不急の揮発性有機化合物の使用の自粛協力	通常の揮発性有機化合物使用量の20%程度の削減協力	通常の揮発性有機化合物使用量の20%程度の削減 —命令—
硫酸化物	大量ばい煙発生事業者（硫酸化物に係るもの）	通常の硫酸化物排出量の20%程度の削減 —勸告—	通常の硫酸化物排出量の50%程度の削減 —勸告—	硫酸化物排出許容量の80%程度の削減と通常の硫酸化物排出量の50%程度の削減のうち削減量の多い方 —命令—
	ばい煙発生事業者（硫酸化物に係るもの）	燃焼管理の徹底、不要不急の燃焼の自粛による硫酸化物排出の削減協力	通常の硫酸化物排出量の20%程度の削減協力	通常の硫酸化物排出量の20%程度の削減 —命令—
二酸化窒素及び浮遊粒子状物質	大量ばい煙発生事業者（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係るもの）	通常の燃料使用量の20%程度の削減 —勸告—	—	通常の燃料使用量の80%程度の削減 —命令—

- ・大量ばい煙発生事業者（オキシダントに係るもの）
ばい煙発生施設のバーナー等の燃料の燃焼能力（重油換算）の合計が工場・事業場単位で1000L/h以上
- ・ばい煙発生事業者（オキシダントに係るもの）
ばい煙発生施設のバーナー等の燃料の燃焼能力（重油換算）の合計が工場・事業場単位で500L/h以上1000L/h未満
- ・揮発性有機化合物排出事業者
揮発性有機化合物排出施設の設置事業者
- ・大量ばい煙発生事業者（硫酸化物に係るもの）
ばい煙発生施設を定格能力で運転するときの硫酸化物に係るばい煙の排出量の合計が工場・事業場単位で10 m³ N/h以上
- ・ばい煙発生事業者（硫酸化物に係るもの）
ばい煙発生施設を定格能力で運転するときの硫酸化物に係るばい煙の排出量の合計が工場・事業場単位で7 m³ N/h以上10 m³ N/h未満
- ・大量ばい煙発生事業者（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係るもの）
ばい煙発生施設を定格能力で運転するときの排出ガス量の合計が工場・事業場単位で10 m³ N/h以上

3 届出書等の処理の流れ

(1) 「ばい煙発生施設」、「揮発性有機化合物排出施設」、「一般粉じん発生施設」、「水銀排出施設」、「ばい煙特定施設」及び「粉じん特定施設」の設置（使用・構造等の変更）届、氏名等変更届、使用廃止届及び承継届並びに「特定粉じん排出等作業」実施届

- ア 届出者は、書面による届出の場合、届出書を2部（正本1部、写し1部）作成し、環境森林事務所・環境事務所に提出します。
- イ 環境森林事務所・環境事務所は2部收受印（形式的に不備のない届出書を收受した日が届出日）を押印し、1部（写し）を届出者へ返却します。

- 注）
- ・中核市（前橋市、高崎市）における上記届出については、提出先はそれぞれの市が提出先となります。
 - ・伊勢崎市・太田市内における「一般粉じん発生施設」、「粉じん特定施設」については、それぞれの市が提出先となります。
 - ・「ばい煙発生施設」、「揮発性有機化合物排出施設」、「ばい煙特定施設に係る設置（構造等の変更）届」、「水銀排出施設」について、届出審査で排出基準等に適合すると認められたときは、実施制限期間短縮通知を届出者に交付します。
 - ・メール等による届出を希望の場合は最終ページの問合せ先又は県のホームページでご確認ください。

(2) 解体等工事の事前調査結果報告（別表8-9参照）

- ア 報告者は、石綿事前調査結果報告システム（<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>）にて報告を行います。（上記システムの使用が困難な場合は、前橋市、高崎市又は環境保全課までお問い合わせください。（最終ページの問合せ先参照））
- イ 石綿事前調査結果報告システムから、報告者が登録したメールアドレスあて、報告が行われた旨メールが届きます。

別表 1-1 大気汚染防止法「ばい煙発生施設」(法施行令別表第 1)

工場または事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するものうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので、本表で定めるもの。

項番号	施設	規 模
1	ボイラー(熱風ボイラー、冷温水発生器を含み、熱源として電気又は廃熱のみを使用するものを除く。)	燃料の燃焼能力 50L/h 以上
2	水性ガス又は油ガスの発生用に供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力 20t/日以上 バーナーの燃料の燃焼能力 50L/h 以上
3	金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)及び焼炉(14の項に掲げるものを除く。)	原料の処理能力 1t/h 以上
4	金属の精錬の用に供する溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉及び平炉(14の項に掲げるものを除く。)	
5	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(こしき炉並びに14の項及び24の項から26の項までに掲げるものを除く。)	火格子面積 1㎡以上
6	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	羽口面断面積 0.5㎡以上 バーナーの燃料の燃焼能力 50L/h 以上 変圧器の定格容量 200kVA 以上
7	石油製品、石油化学製品又はコールタール製品の製造の用に供する加熱炉	
8	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に附着する炭素の燃焼能力 200kg/h 以上
8の2	石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置のうち燃焼炉	バーナーの燃料の燃焼能力 6L/h 以上
9	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	
10	無機化学工業品又は食料品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉(26の項に掲げるものを除く。)	火格子面積 1㎡以上 バーナーの燃料の燃焼能力 50L/h 以上 変圧器の定格容量 200kVA 以上
11	乾燥炉(14の項及び23の項に掲げるものを除く。)	
12	製鉄、製鋼又は合金鉄若しくはカーバイドの製造の用に供する電気炉	変圧器の定格容量 1000kVA 以上
13	廃棄物焼却炉	火格子面積 2㎡以上 焼却能力 200kg/h 以上
14	銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉(ペレット焼成炉を含む。)、溶鉱炉(溶鉱用反射炉を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉	原料の処理能力 0.5t/h 以上 火格子面積 0.5㎡以上 羽口面断面積 0.2㎡以上 バーナーの燃料の燃焼能力 20L/h 以上
15	カドミウム系顔料又は炭酸カドミウムの製造の用に供する乾燥施設	容量 0.1㎡以上
16	塩素化エチレンの製造の用に供する塩素急速冷却施設	原料として使用する塩素の処理能力(塩化水素にあつては塩素換算量)
17	塩化第二鉄の製造の用に供する溶解槽	50kg/h 以上
18	活性炭の製造(塩化亜鉛を使用するものに限る。)の用に供する反応炉	バーナーの燃料の燃焼能力 3L/h 以上
19	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設(塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限り、前三項に掲げるもの及び密閉式のものを除く。)	原料として使用する塩素の処理能力(塩化水素にあつては塩素換算量) 50kg/h 以上
20	アルミニウムの精錬の用に供する電解炉	電流容量 30kA 以上
21	燐、燐酸、燐酸質肥料又は複合肥料の製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、濃縮施設、焼成炉及び溶解炉	原料として使用する燐鉱石の処理能力 80kg/h 以上 バーナーの燃料の燃焼能力 50L/h 以上 変圧器の定格容量 200kVA 以上
22	弗酸の製造の用に供する凝縮施設、吸収施設及び蒸留施設(密閉式のものを除く。)	伝熱面積 10㎡以上 ポンプの動力 1kW 以上
23	トリポリ燐酸ナトリウムの製造(原料として燐鉱石を使用するものに限る。)の用に供する反応施設、乾燥炉及び焼成炉	原料の処理能力 80kg/h 以上 火格子面積 1㎡以上 バーナーの燃料の燃焼能力 50L/h 以上
24	鉛の第二次精錬(鉛合金の製造を含む。)又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力 10L/h 以上 変圧器の定格容量 40kVA 以上
25	鉛蓄電池の製造の用に供する溶解炉	バーナーの燃料の燃焼能力 4L/h 以上 変圧器の定格容量 20kVA 以上
26	鉛系顔料の製造の用に供する溶解炉、反射炉、反応炉及び乾燥施設	容量 0.1㎡以上 バーナーの燃料の燃焼能力 4L/h 以上 変圧器の定格容量 20kVA 以上
27	硝酸の製造の用に供する吸収施設、漂白施設及び濃縮施設	硝酸を合成し、漂白し、又は濃縮する能力 100kg/h 以上
28	コークス炉	原料の処理能力 20t/日以上
29	ガスタービン	
30	ディーゼル機関	燃料の燃焼能力 50L/h 以上
31	ガス機関	
32	ガソリン機関	燃料の燃焼能力 35L/h 以上

注 1) 規制対象規模：規模欄の能力が1つ以上該当する場合、規制対象となります。

2) 番号：大気汚染防止法施行令別表第1の項番号。

伝熱面積：JIS B8201及びB8203の伝熱面積の項で定める伝熱面積。

火格子面積：火格子の水平投影面積。

羽口面断面積：羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積。

- 3) 項番号1のボイラーで、伝熱面積10㎡未満のもの(小型ボイラー)は、ばいじん等の規制基準が異なります(別表1-5)。
- 4) 燃料の燃焼能力(L/h)は重油換算量で判定します。
 固体燃料では1.6kg、液体燃料では1L、気体燃料では1.6㎡が、重油1Lに該当します。
- 5) 項番号31、32の施設における気体燃料の重油換算は、次式により換算します。

$$\text{重油換算量 (L/h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3\text{/h)}$$

$$\text{換算係数} = \frac{\text{気体燃料の総発熱量 (kcal/m}^3\text{N)}}{\text{重油の発熱量 (9,600kcal/L)}}$$

別表1-2 ばい煙発生施設に係る硫黄酸化物の規制【K値規制】(法施行規則別表第1)

個々のばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物の最大着地濃度を、地域の実状に応じて制限する方法。この指標となるものがK値で、地域ごとに定められています。(下表参照)

この規制は、K値と、ばい煙発生施設の補正された排出口の高さ(H_e)から、許容排出量(q)を算定して排出基準としています。

$$q = K \times 10^{-3} \times H_e^2$$

q : 許容排出量 (m³N/h)

K : 地域ごとに定められた定数

H_e : 補正された排出口の高さ (m)

$$H_e = H_o + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \cdot V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot \left(2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1 \right)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \cdot V}} \left(1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

H_o : 排出口の実高さ (m)

Q : 温度15℃における排出ガス量 (m³/秒)

V : 排出ガスの排出速度 (m/秒)

T : 排出ガスの温度 (絶対温度)

H_m : 排出ガスの吹出し運動量による上昇高さ (m)

H_t : 排出ガスの温度浮力による上昇高さ (m)

注) ただし、カサ付煙突、T字型煙突またはH型煙突などのように排出口に排煙の障害となるものがある場合は、H_e=H_oとします。

事業者は、設置するばい煙発生施設からの硫黄酸化物の実排出量(q')が、許容排出量(q)以下となるよう対策を講じなければなりません。実排出量は排出ガス中の硫黄酸化物量を実測又は燃料中の硫黄分及び燃料使用量から計算により求めます。

例) 実排出量(q')の計算

$$q' = L \times D \times \frac{S}{100} \times \frac{22.4}{32}$$

q' : 実排出量 (m³N/h)

L : 燃料使用量 (L/h)

D : 燃料の比重

S : 燃料中の硫黄分 (%)

22.4/32 : 硫黄1kgが燃焼した場合、0.7m³NのSO₂が発生します。

なお、最大着地濃度(C_{MAX})とK値の関係は、以下の式で示されます。

$$C_{MAX}(\text{ppm}) = 0.0017 \times K$$

地 区 名	排出基準 (K値)	行政指導値
旧高崎市 (八幡町、鼻高町、藤塚町、剣崎町)	6.0	—
安中市 (中宿、安中、安中1丁目から5丁目まで、中宿1丁目、下間仁田、岩井、野殿、大谷、板鼻、板鼻1丁目及び2丁目)		
旧高崎市 (上記を除く地域)	9.0	8.0
旧渋川市	13.0	
その他の区域	17.5	

注) 旧高崎市とは、平成18年1月22日以前の合併前の高崎市を指します。

旧渋川市とは、平成18年2月19日以前の合併前の渋川市を指します。

* ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関の非常用施設は、当分の間適用を猶予。

別表 1-3 ばい煙発生施設に係るばいじんの排出基準 (法施行規則別表第2)

番号	法施行令別表第1の項番号	施設名	施設名	規模 排出ガス 万 ³ m ³ N/h	排出基準		備考	
					一般 g/m ³ N	O _n %	暫定基準等 g/m ³ N	O _n の扱い
1	1	ボイラー	ガスを専焼させるもの(5の項に掲げるものを除く)	4以上	0.05	5		
				4未満	0.10	5		
2	1	ボイラー	重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下同じ)を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く)	20以上	0.05	4	既設は当分の間0.07	
				4~20	0.15	4	既設は当分の間0.18	
				1~4	0.25	4		
				1未満	0.30	4		当分の間適用を猶予
3	1	ボイラー	紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く)	20以上	0.15	O _s	既設は当分の間0.20	
				4~20	0.25	O _s	既設は当分の間0.35	
				4未満	0.30	O _s	既設は当分の間0.35	
4	1	ボイラー	石炭を燃焼させるもの(5の項に掲げるものを除く)(附の項に掲げるものを除く)	20以上	0.10	6	既設は当分の間0.15	
				4~20	0.20	6	既設は当分の間0.25	
				4未満	0.30	6	既設は当分の間0.35	
5	1	ボイラー	令別表第1の8の項の中欄に掲げる触媒再生塔に附属するもの	—	0.20	4	既設は当分の間0.30	
6	1	ボイラー	前5項に掲げるもの以外のもの ^{注7}	4以上	0.30	6		当分の間適用を猶予
				4未満	0.30	6	既設は当分の間0.40	当分の間適用を猶予
附	1	ボイラー	石炭(H7.7.2までの間20,930.25kJ/kg(5,000kcal/kg)以下の発熱量の石炭のみを燃焼させており、かつ、H7.7.3以降23,023.275kJ/kg(5,500kcal/kg)以下の発熱量の石炭のみを燃焼させるものに限る)を燃焼させるもの	—	—	—	既設は当分の間0.45	
7	2	ガス発生炉		—	0.05	7		
8	2	加熱炉		—	0.10	7		
9	3	焙焼炉		4以上	0.10	O _s		
				4未満	0.15	O _s		
10	3	焼結炉	フェロマンガンの製造の用に供するもの	—	0.20	O _s		
11	3	焼結炉	前項に掲げるもの以外のもの	—	0.15	O _s		
12	3	か焼炉		4以上	0.20	O _s	既設は当分の間0.25	
				4未満	0.25	O _s	既設は当分の間0.30	
13	4	溶鉱炉	高炉	—	0.05	O _s		
14	4	溶鉱炉	前項に掲げるもの以外のもの	—	0.15	O _s		
15	4	転炉		—	0.10	O _s	燃焼型で既設は当分の間0.13	
16	4	平炉		4以上	0.10	O _s		
				4未満	0.20	O _s		
17	5	溶解炉		4以上	0.10	O _s		
				4未満	0.20	O _s	アルミニウムの地金若しくは合金の製造又はアルミニウムの再生の用に供する既設の反射炉は当分の間0.30	
18	6	加熱炉		4以上	0.10	11	既設は当分の間0.15	当分の間適用を猶予
				4未満	0.20	11	既設は当分の間0.25	当分の間適用を猶予
19	7	加熱炉		4以上	0.10	6		
				4未満	0.15	6	潤滑油の製造の用に供する1万 ³ m ³ N/h未満の既設は当分の間0.18	
20	8	触媒再生塔		—	0.20	6	既設は当分の間0.30	
21	8-2	燃焼炉		—	0.10	8		
22	9	焼成炉	焼成炉(石灰焼成炉に限る)のうち土中釜	—	0.40	15		
23	9	焼成炉	焼成炉(石灰焼成炉に限る)のうち前項に掲げるもの以外のもの	—	0.30	15		
24	9	焼成炉	セメントの製造の用に供するもの	—	0.10	10		

番号	法施行令別表第1の項番号	施設名	施設名	規模 排出ガス 万m ³ N/h	排出基準		備考	
					一般 g/m ³ N	O _n %	暫定基準等 g/m ³ N	O _n の扱い
25	9	焼成炉	耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	4以上	0.10	18		
				4未満	0.20	18		
26	9	焼成炉	前四項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.15	15		当分の間適用を猶予
				4未満	0.25	15		当分の間適用を猶予
27	9	熔融炉	板ガラス又はガラス繊維製品（ガラス繊維を含む）の製造の用に供するもの	4以上	0.10	15		
				4未満	0.15	15		
28	9	熔融炉	光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	4以上	0.10	16		
				4未満	0.15	16	既設は当分の間 0.30	
29	9	熔融炉	前二項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.10	15		
				4未満	0.20	15		
30	10	反応炉及び直火炉		4以上	0.15	6		当分の間適用を猶予
				4未満	0.20	6	活性炭製造の用に供する1万m ³ N/h未満の既設の反応炉は当分の間 0.30	当分の間適用を猶予
31	11	乾燥炉	骨材乾燥炉	—	0.50	16	2万m ³ N/h未満の既設は当分の間 0.60	直接熱風乾燥炉はO _n =O _s
32	11	乾燥炉	前項に掲げるもの以外のもの	4以上	0.15	16		直接熱風乾燥炉はO _n =O _s
				4未満	0.20	16	既設は当分の間1~4万m ³ N/hは0.30 1万m ³ N/h未満は0.35	直接熱風乾燥炉はO _n =O _s
33	12	電気炉	合金鉄（珪素の含有率が40%以上のものに限る）の製造の用に供するもの	—	0.20	O _s		
34	12	電気炉	合金鉄（珪素の含有率が40%未満のものに限る）又はカーバイドの製造の用に供するもの	—	0.15	O _s		
35	12	電気炉	前二項に掲げるもの以外のもの	—	0.10	O _s		
36	13	廃棄物焼却炉	焼却能力4,000kg/h以上のもの	—	0.04	12	H10.6.30までに設置された施設は0.08	
			焼却能力2,000kg/h以上4,000kg/h未満のもの	—	0.08	12	H10.6.30までに設置された施設は0.15	
			焼却能力2,000kg/h未満のもの	—	0.15	12	H10.6.30までに設置された施設は0.25	
37	削除							
38	14	焙焼炉		4以上	0.10	O _s		
				4未満	0.15	O _s		
39	14	焼結炉		—	0.15	O _s		
40	14	溶鋳炉		—	0.15	O _s		
41	14	転炉		—	0.15	O _s		
42	14	溶解炉		4以上	0.10	O _s		
				4未満	0.20	O _s	1万m ³ N/h未満の既設は当分の間 0.30	
43	14	乾燥炉		4以上	0.15	16	気流搬送型の既設のものは当分の間 0.18	直接熱風乾燥炉はO _n =O _s
				4未満	0.20	16	既設は当分の間 0.30	直接熱風乾燥炉はO _n =O _s
44	18	反応炉		—	0.30	6		
45	20	電解炉		—	0.05	O _s		
46	21	焼成炉		—	0.15	15		
47	21	溶解炉		—	0.20	O _s		
48	23	乾燥炉		—	0.10	16		直接熱風乾燥炉はO _n =O _s
49	23	焼成炉		—	0.15	15		
50	24	溶解炉		4以上	0.10	O _s		
				4未満	0.20	O _s		
51	25	溶解炉		4以上	0.10	O _s		
				4未満	0.15	O _s		
52	26	溶解炉		4以上	0.10	O _s		
				4未満	0.15	O _s		

番号	法施行令別表第1の項番号	施設名	施設名	規模 排出ガス 万m ³ N/h	排出基準		備考	
					一般 g/m ³ N	O _n %	暫定基準等 g/m ³ N	O _n の扱い
53	26	反射炉		—	0.10	O _s		
54	26	反応炉	硝酸鉛の製造用の用に供するものを除く	—	0.05	6		鉛酸化物の製造の用に供するものはO _n =O _s
55	28	コークス炉		—	0.15	7		
56	29	ガスタービン		—	0.05	16	S63.1.31までに設置された施設及び非常用施設は当分の間適用を猶予	
57	30	ディーゼル		—	0.10	13		
58	31	ガス機関		—	0.05	0	非常用施設は当分の間適用を猶予	
59	32	ガソリン機関		—	0.05	0		

注1) 備考中「既設」とは、昭和57年5月31日までに設置された施設をいいます。

2) 熱源として電気を使用するものはO_nをO_sとします。

3) この表に掲げるばいじんの量は、JIS Z 8808に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火屑整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん（1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。）は含まれないものとします。

4) ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては一工程の平均の量とします。

5) 規模は、施設の1時間当たりの最大排出ガス量（湿り）により区分されています。

6) ばいじん量の補正は次の算式により換算するものとします。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

C : ばいじん量 (g/m³N)

C_s : 測定時のばいじん量 (g/m³N)

O_n : 施設毎に定められた標準酸素濃度 (%)

O_s : 測定時の酸素濃度 (%)

7) 小型ボイラー（別表1-1の項番号1のボイラーのうち、伝熱面積が10m²未満）については、別表1-5を参照。

別表 1-4 ばい煙発生施設に係る有害物質（窒素酸化物）の排出基準（法施行規則別表第3の2）

令別 表第 一項	ばい 煙発 生施 設	細 番 号	ばい煙発生施設の 種類 ^{注1}	規 模 最大定格 排ガス量 万 ³ m ³ N/h	残存 酸素 濃度 0 _n %	排 出 基 準 (ppm)										
						設置年月日										
						~	S48. 8. 10 ~ S50. 12. 9	S50. 12. 10 ~ S52. 6. 17	S52. 6. 18 ~ S52. 9. 9	S52. 9. 10 ~ S54. 8. 9	S54. 8. 10 ~ S58. 9. 9	S58. 9. 10 ~ S59. 9. 9	S59. 9. 10 ~ S60. 9. 9	S60. 9. 10 ~ S62. 3. 31	S62. 4. 1 ~ H2. 9. 9	H2. 9. 10 ~
1	ボイ ラー	①	ガス専焼ボイラー	50 以上	5	130		100		60						
				10~50		130		100								
				4~10		130		100								
				1~ 4		150		130								
				0.5~ 1				150								
				0.5 未満				150								
			②	低品位炭専焼ボイ ラー ^{注2} (火炉分割壁型放 射過熱器を有する もの、火炉熱発生 率 586,047kJ/m ³ /h(14 万 kcal/m ³ /h)以上、50 万 ³ m ³ N/h 以上)	70 以上	6	550	300				200				
	50~70	550	300				250									
			③	低品位炭専焼ボイ ラー ^{注2} (30 万 ³ m ³ N/h 以 上、②以外)	70 以上	6	480	300				200				
	50~70	480			300				250							
	30~50	480			350		300				250					
			④	石炭専焼ボイラー (前面燃焼方式、自 然循環型、火炉熱 発生率 586,047kJ/ m ³ (14 万 kcal/m ³ /)以上、20 万~25 万 ³ m ³ N/h)	20~25	6	450	350	300				250			
			⑤	石炭専焼ボイラー (流動層燃焼方式、 4 万 ³ m ³ N/h 未満)	1~ 4	6	450	380	350		380	360	350			
	0.5~ 1	450			380		350		390	360	350					
	0.5 未満	480			380		360	350								
			⑥	石炭燃焼ボイラー (接線型チルチン グバーナー、100 万 m ³ N/h 以上)	100 以上	6	430	300				200				
			⑦	石炭燃焼ボイラー (散布式ストーカ 型、4 万~10 万 ³ m ³ N/h)	4~10	6	450	350	300				320			
			⑧	固体燃焼ボイラー (流動層燃焼方式、 4 万 ³ m ³ N/h 未満)	0.5~ 4	6	450	380	350		360	350				
					0.5 未満		480		380		360	350				
			⑨	固体燃焼ボイラー (火炉熱発生率 837,210kJ/m ³ /h(20 万 kcal/m ³ /h)以上、再熱再生 抽気復水式自然循 環型のを 59.12.31 までに固 体燃焼ボイラーに 転換したもの、50 万~70 万 ³ m ³ N/h)	50~70	6	420		300				250			
			⑩	固体燃焼ボイラー (②~⑨以外)	70 以上	6	400	300				200				
		50~70			420		300				250					
		20~50			420		350	300				250				
		4~20			450		350	300				250				
		0.5~ 4			450		380	350								
		0.5 未満			480		380		350							
		⑪	排煙脱硫付液体燃 焼ボイラー ^{注3} (原油タール、100 万 ³ m ³ N/h 未満)	50~100	4	210	180	150	130							
				10~50		210	180	150								
				4~10		280	180	150								
				1~ 4		280		150								
				0.5~ 1		280				180						
				0.5 未満		280 ^{注4}				180						
		⑫	液体燃焼ボイラー (原油タール、⑪ 以外)	50 以上	4	180		150	130							
				10~50		190	180	150								
				4~10		250	180	150								
				1~ 4		250		150								
				0.5~ 1		250				180						
				0.5 未満		250 ^{注4}				180						

令別表第一の項	ばい煙発生施設	細番号	ばい煙発生施設の種別 ^{注1}	規模最大定格排ガス量万m ³ N/h	残存酸素濃度O _n %	排出基準 (ppm)										
						設置年月日										
						~ S48.8.9	S48.8.10 ~ S50.12.9	S50.12.10 ~ S52.6.17	S52.6.18 ~ S52.9.9	S52.9.10 ~ S54.8.9	S54.8.10 ~ S58.9.9	S58.9.10 ~ S59.9.9	S59.9.10 ~ S60.9.9	S60.9.10 ~ S62.3.31	S62.4.1 ~ H2.9.9	H2.9.10 ~
1	ボイラー	⑬ 排煙脱硫付液体燃焼ボイラー ^{注3} (原油タール以外、100万m ³ N/h未満)	50~100	4	210	180	150	130								
			10~50		210	180	150									
			4~10		210	180	150									
			1~4		250		150									
			0.5~1		280				180							
			0.5未満		280 ^{注4}				180							
		⑭ 液体燃焼ボイラー (⑪~⑬以外)	50以上	4	180		150	130								
			10~50		190	180	150									
			4~10		190	180	150									
			1~4		230		150									
	0.5~1		250				180									
	0.5未満		250 ^{注4}				180									
	⑮ 固体燃焼小型ボイラー (伝熱面積10m ² 未満)	6											350			
			⑯ 液体燃焼小型ボイラー (灯油、軽油、A重油以外、伝熱面積10m ² 未満) ^{注1,2}	4											300	260
	2	ガス発生炉加熱炉			① ガス発生炉、加熱炉 (②以外)	7	170					150				
			② 水素ガス製造用ガス発生炉 (天井バーナー燃焼方式)	7	360					150						
3	焼結炉	① ペレット焼成炉(ガス燃焼)	1以上	15	540			220								
			1未満		540			220								
		② ペレット焼成炉(①以外)	1以上	15	300			220								
			1未満		300			220								
		③ 焼結炉(①、②以外)	10以上	15	260			220								
			1~10		270			220								
	か焼炉	④ アルミナ製造用か焼炉	1以上	10	350			200								
			1未満		350			200								
焙焼炉	⑥ 焙焼炉	14	250			220										
4	溶鋳炉、転炉、平炉	溶鋳炉	15	120			100									
5	溶解炉	金属溶解炉(キューボラは適用除外)	12	200			180									
6	加熱炉	① ｼﾝｸﾞﾙ-ﾌ｟ｰﾑ型金属加熱炉	10以上	11	200			100								
			1~10		200			150								
			0.5~1		200			150								
			0.5未満		200			180								
			② 鍛接鋼管用金属加熱炉		10以上	11				100						
					1~10					180						
		0.5~1					150									
		0.5未満					180									
		③ 金属加熱炉(①、②以外)	10以上	11	160			100								
			1~10		170		150	130								
			0.5~1		170			150								
			0.5未満		200			180								
7	加熱炉		① 排煙脱硫付石油加熱炉 ^{注3}		4以上	6	170			100						
					1~4		180	170	150	130						
			0.5~1	190			150									
			0.5未満	200			180									

令別 表第 一の 項	ばい 煙発 生施 設	細 番 号	ばい煙発生施設の種 類 ^{注1}	規 模 最大定格 排ガス量 万m ³ N/h	残存 酸素 濃度 O _n %	排 出 基 準 (ppm)											
						設置年月日											
						~ S48.8.9	S48.8.10 ~ S50.12.9	S50.12.10 ~ S52.6.17	S52.6.18 ~ S52.9.9	S52.9.10 ~ S54.8.9	S54.8.10 ~ S58.9.9	S58.9.10 ~ S59.9.9	S59.9.10 ~ S60.9.9	S60.9.10 ~ S62.3.31	S62.4.1 ~ H2.9.9	H2.9.10 ~	
7	加熱 炉	②	エチレン分解炉	4以上	6	170		100									
				1~4		180		150									
				0.5~1		180		180									
				0.5未満		200		180									
		③	エチレン分解炉(炉 床式バーナー)	4以上	6	170		100									
				1~4		280		150									
				0.5~1		180		150									
				0.5未満		200		180									
		④	エチレン独立過熱炉 (⑤以外)	10以上	6	170		100									
				4~10		180		100									
				1~4		180		150									
				0.5~1		180		150									
	⑤	エチレン独立過熱 炉、メタノール改質 炉(空気予熱器付)	10以上	6	170		100										
			4~10		430		100										
			1~4		180		150										
			0.5~1		180		150										
	⑥	石油加熱炉(①~⑤ 以外)	4以上	6	170		100										
			1~4		180	170	150							130			
			0.5~1		180		150										
			0.5未満		200		180										
8	触媒 再生 塔	触媒再生塔		6	300					250							
			8-2		燃焼 炉		8	300					250				
9	焼成 炉	①	石灰焼成炉(ガス燃 焼ロータリーキルン)		15	300					250						
				10以上		10						250					
		10未満						350									
		③	セメント焼成炉(② 以外)	10以上	10	480		250									
	10未満			480		350											
	溶融 炉	⑤	板ガラス、ガラス織 維製造用溶融炉		15 <small>注5</small>	400					360						
						16 <small>注5</small>	900 ^{注6}					800					
							500					450					
10	反応 炉	⑧	その他焼成炉、溶融 炉		15	200					180						
				①		反応炉、直火炉(②、 ③以外)		6	200					180			
②	硫酸カリウム製造用 反応炉		6		250					180							
		③		硫酸製造用反応炉(NO _x 触媒)		6 <small>注7</small>	700					180					
11	乾燥 炉		乾燥炉				16	250					230				
		13		①	浮遊回転燃焼式焼却 炉(連続炉)	4以上		12	900		450						
4未満	900		450														
4以上	300		250														
4未満	900		700														
②	特殊廃棄物焼却炉(連続炉) ^{注8}		4以上	12	300		250										
			4未満		900		700										
③	廃棄物焼却炉(連続 炉で①、②以外)		4以上	12	300		250										
			4未満		300		250										
④	廃棄物焼却炉(連続 炉以外)	4以上	12						250								
		4未満							250								

令別 表第 一の 項	ばい煙 発生 施設	細 番 号	ばい煙発生施設の種類 ^{注1}	規 模 最大定格 排ガス量 万 m ³ N/h	残存 酸素 濃度 O _n %	排 出 基 準 (ppm)										
						設置年月日										
						~ S48. 8. 9	S48. 8. 10 ~ S50. 12. 9	S50. 12. 10 ~ S52. 6. 17	S52. 6. 18 ~ S52. 9. 9	S52. 9. 10 ~ S54. 8. 9	S54. 8. 10 ~ S58. 9. 9	S58. 9. 10 ~ S59. 9. 9	S59. 9. 10 ~ S60. 9. 9	S60. 9. 10 ~ S62. 3. 31	S62. 4. 1 ~ H2. 9. 9	H2. 9. 10 ~
14	焙焼炉	①	銅、鉛、亜鉛 精錬用焙焼炉		14	250					220					
	焼結炉	②	銅、鉛、亜鉛 精錬用焼結炉		15	300					220					
	溶鉱炉	③	銅、鉛、亜鉛 精錬用溶鉱炉 (④、⑤以 外)		15	120					100					
		④	亜鉛精錬用溶 鉱炉のうち鉱 滓処理炉(石 炭、コークス を燃料・還元 剤とするも の)		15	450										
		⑤	亜鉛精錬用溶 鉱炉のうち立 型蒸留炉		15	230					100					
	溶解炉	⑥	溶解炉(⑦以 外)		12	200					180					
		⑦	銅精錬用溶解 炉のうち精製 炉(アンモニ アを還元剤と するもの)		12	330										
	乾燥炉	⑧	乾燥炉		16	200					180					
18	反応炉		活性炭製造用 反応炉		6	200					180					
21	焼成炉	①	燐等製造用焼 成炉		15	200					180					
	溶解炉	②	燐等製造用溶 解炉		15	650					600					
23	焼成炉	①	トリポリ燐酸トリ ム製造用焼成炉		15	200					180					
	乾燥炉	②	トリポリ燐酸トリ ム製造用乾燥炉		16	200					180					
24	溶解炉		鉛二次精錬等 用溶解炉		12	200					180					
25	溶解炉		鉛蓄電池製造 用溶解炉		12	200					180					
26	溶解炉	①	鉛系顔料製造 用溶解炉(② 以外)		12	200					180					
		②	鉛酸化物製造 用溶解炉		O _s	200					180					
	反射炉	③	鉛系顔料製造 用反射炉		15	200					180					
	反応炉	④	鉛系顔料製造 用反応炉(⑤ 以外)		6	200					180					
		⑤	鉛酸化物、硝 酸鉛製造用反 応炉		O _s	200					180					
27	吸収施設 漂白 施設濃 縮施設		硝酸製造用吸 収施設、漂白 施設、濃縮施 設		O _s	200										
28	コーク ス炉	①	コークス炉(オ ットー型)	10以上	7						170					
				10未満							170					
		②	コークス炉(① 以外)	10以上	7	350		200			170					
				10未満		350		350			170					

令別 表第 一の 項	ばい煙発生施設	細 番 号	ばい煙発生施設の種類 ^{注9}	規 模 最大定格 排ガス量 万 m ³ N/h	残存 酸素 濃度 O _n %	排 出 基 準 (ppm)					
						設置年月日					
						~ S63. 1. 31	S63. 2. 1 ~ H1. 7. 31	H1. 8. 1 ~ H3. 1. 31	H3. 2. 1 ~ H6. 1. 31	H6. 2. 1 ~	
29	ガスタービン	①	ガスタービン (気体燃料専焼)	4.5以上	16						
				4.5未満		90		70			
				4.5以上		100			70		
30	ディーゼル機関	①	ディーゼル機関大型(シリンダ径400mm以上)	4.5未満	13	120	100	1200 ※10			
				②		ディーゼル機関中小型(シリンダ径400mm未満)	950				
31	ガス機関		ガス機関		0	2000		1000	600		
32	ガソリン機関		ガソリン機関		0	2000		1000	600		

注1) 電気炉(熱源として電気を使用するもの)を除きます。

2) 低品位炭とは、石炭のうち1kg当たりの発熱量が20,930.25kJ(5,000kcal)以下のものをいいます。

3) 排煙脱硫とは、ばい煙発生施設において発生する硫酸化物を排出口から大気中に排出する前に処理するための施設であって当該ばい煙発生

施設において発生する硫黄酸化物の量を排出口から大気中に排出する際に80%以上削減する性能を有するものをいいます。

- 4) 液体燃焼ボイラーのうち、昭和52年9月10日前に設置された排出ガス量が0.5万m³N/h未満の過負荷燃焼型のもは、適用除外されます。
- 5) 酸素燃焼方式によるものについては、標準酸素濃度補正式に補正項(1/4)を乗じます。
- 6) 昭和54年8月9日までに設置されたフリット、光学ガラス又は電気ガラスの製造の用に供する溶融炉のうち専ら酸素を用いて燃焼を行うものの排出基準は800ppmです。
- 7) 昭和54年8月9日までに設置された硫酸製造用反応炉(N₂O₅触媒)の残存酸素濃度は、15%です。
- 8) 特殊廃棄物焼却炉とは、「ニトロ化合物、アミノ化合物若しくはシアノ化合物若しくはこれらの誘導体を製造し、若しくは使用する工程又はアンモニアを用いて排水を処理する工程から排出される廃棄物を焼却するもの」をいいます。
- 9) 専ら非常時に用いられる施設については排出基準の適用を当分の間猶予します。
- 10) ディーゼル機関に係る対策技術の進捗状況を評価し、技術的に実用に供することが可能と判断された後、適切な時期に950ppmとします。
- 11) 窒素酸量の補正は次の算式化物により換算するものとします。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$$

注5では窒素酸化物量の補正は次の算式により換算するものとします。

$$C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times \frac{1}{4} \times C_s$$

C : 窒素酸化物濃度 (ppm)

C_s : 測定時の窒素酸化物濃度 (ppm)

O_n : 施設毎に定められた標準酸素濃度 (%)

O_s : 測定時の酸素濃度 (%)

- 12) 小型ボイラー (別表1-1の項番号1のボイラーのうち、伝熱面積が10m²未満)については、別表1-5を参照。

別表1-5 小型ボイラー^{※1}に係る排出基準 (法施行規則・附則 (S60.6.6) 総理府令第31号)

項目	使用燃料	設置年月日		
		~ S60. 9. 9	S60. 9. 10 ~ H2. 9. 9	H2. 9. 10 ~
硫黄酸化物		当分の間適用猶予	K値規制	
ばいじん	ガス、軽質液体燃料 ^{注2}	当分の間適用猶予		
	その他	当分の間適用猶予	0.5g/m ³ N	0.3g/m ³ N
窒素酸化物	ガス、軽質液体燃料 ^{注2}	当分の間適用猶予		
	その他の液体燃料	当分の間適用猶予	300ppm	260ppm
	固体燃料	当分の間適用猶予	350ppm	

注1) 小型ボイラーとは、別表1-1の項番号1のボイラーのうち、伝熱面積10m²未満のものをいいます。

2) 軽質液体燃料とは、灯油、軽油及びA重油をいいます。

別表 1-6 ばい煙発生施設に係る有害物質（窒素酸化物を除く）の排出基準（法施行規則別表第 3）

法施行令別表第 1 の項番号						
有害物質	番号	施設名	排出基準 mg/m ³ N			
カドミウム 及びその化 合物	9	ガラス又はガラス製品の製造用の焼成炉 " 溶融炉 (原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る)	1.0			
	14	銅、鉛又は亜鉛の精錬用の焙焼炉 " 焼結炉 " 溶鉱炉 " 転炉 " 溶解炉 " 乾燥炉				
		15		カドミウム顔料、炭酸カドミウム製造用の乾燥施設		
		16		塩素化エチレン製造用の塩素急速冷却施設		
		17		塩化第二鉄製造用の溶解槽		
塩 素	18	活性炭製造用の反応炉	30			
	19	化学製品製造用の塩素反応施設 " 塩化水素反応施設 " 塩化水素吸収施設				
		13		廃棄物焼却炉 ^{注1}	700	
				16		塩素化エチレン製造用の塩素急速冷却施設
17	塩化第二鉄製造用の溶解槽					
18	活性炭製造用の反応炉					
塩化水素	19	化学製品製造用の塩素反応施設 " 塩化水素反応施設 " 塩化水素吸収施設	80			
	9	ガラス又はガラス製品の製造用の焼成炉 " 溶融炉 (原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る)		10		
		20			アルミニウム精錬用の電解炉	1.0 (3.0) ^{注2}
		21			リン、リン酸、リン酸質肥料又は複合肥料製造用の " 反応施設（過リン酸石灰又は重過リン酸石灰の製造の用に供するものを除く） " 濃縮施設 " 溶解炉（リン酸質肥料の製造の用に供するものを除く）	10
リン、リン酸、リン酸質肥料又は複合肥料製造用の " 反応施設（過リン酸石灰又は重過リン酸石灰の製造の用に供するものに限る） " 溶解炉のうち電気炉（リン酸質肥料の製造の用に供するものに限る）			15			
リン、リン酸、リン酸質肥料又は複合肥料製造用の " 焼成炉 " 溶解炉のうち平炉（リン酸質肥料の製造の用に供するものに限る）			20			
22	弗酸製造用の凝縮施設 " 吸収施設 " 蒸留施設	10				
23	トリポリリン酸ナトリウム製造用の反応施設 " 乾燥炉 " 焼成炉					
鉛及びその 化合物	9	ガラス又はガラス製品の製造用の焼成炉 " 溶融炉 (原料として酸化鉛を使用するものに限る)	20			
	14	銅、鉛又は亜鉛精錬用の焙焼炉 " 転炉 " 溶解炉 " 乾燥炉	10			
		銅、鉛又は亜鉛精錬用の焼結炉 " 溶鉱炉		30		
		24		鉛の第二次精錬又は鉛の管、板若しくは線製造用の溶解炉	10	
	25	鉛蓄電池製造用の溶解炉				
	26	鉛系顔料製造用の溶解炉 " 反射炉 " 反応炉 " 乾燥施設				

注) 1 廃棄物焼却炉に係る塩化水素量の補正は次の算式により換算するものとします。

$$C = \frac{21-12}{21-O_s} \times C_s$$

C : 塩化水素の量 (mg/m³N)

C_s : 排出ガス中の塩化水素の量 (mg/m³N)

O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

2 () は有害物質が電解炉から直接吸引されダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量

別表 1-7 ばい煙発生施設に係る有害物質の上乗せ排出基準（大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定に基づく排出基準を定める条例）

地域	項目	施設の種類	規模	排出基準
1 藤岡市のうち藤岡、下栗須、上栗須、中栗須、上大塚、中大塚、下大塚及び篠塚の区域 2 富岡市のうち田篠の区域 3 甘楽郡甘楽町大字福島及び小川の区域 4 みなかみ町後閑（字舟戸、下村、西後田、刎戸、大中島、上河原、岩瀬、東後田、中村、石合、上芹田、上野、諏訪反、黒犬、陀羅橋、遠山田、中峯、赤改戸、岩瀬平、前原及び小原の区域に限る。）、下牧（字砂田、清水原、松葉、下河原、大柳、二反田、十二前及び東山の区域に限る。）並びに月夜野（字蟹原及び蟹杵の区域に限る。）の区域	弗素、弗化水素及び弗化珪素	大気汚染防止法施行令別表第 1 の 9 の項に掲げる施設のうち、ガラス製品、粘土かわら又はれんがの製造の用に供するもの	バーナーの燃料の燃焼能力が重油換算 50L/h 以上	0.85 mg/m ³ N
渋川市（大字南牧、川島及び祖母島の区域を除く）の区域のうち同市大字南牧地内から北群馬郡吉岡町大字小倉地内に至る送電線路以東の区域	塩素	大気汚染防止法施行令別表第 1 の 19 の項に掲げる施設（最大排ガス量が 500 m ³ N/h 以上のものに限る）	原料として使用する塩素（塩化水素にあっては塩素換算量）の処理能力が 50kg/h 以上	3 mg/m ³ N

別表 2-1 群馬県の生活環境を保全する条例「ばい煙特定施設」（条例施行規則別表第 1）

工場または事業場に設置される施設でばい煙を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので、本表で定めるもの。

条例施行規則別表第 1 の施設番号	施設	規模
1	非鉄金属製品の製造の用に供する溶解炉（設置される同種の溶解炉のバーナーの燃料の燃焼能力の合計が 100L/h 以上又は変圧器の定格容量の合計が 400kVA 以上の工場又は事業場に設置されるもの限り、大気汚染防止法施行令別表第一に掲げるものを除く。）	羽口面断面積 0.2 m ² 以上 0.5 m ² 未満 バーナーの燃料の燃焼能力 50L/h 未満 変圧器の定格容量 200kVA 未満
2	金属の鑄造の用に供する溶解炉（一の項に掲げるものを除く。）	
3	鉱物質製品の製造の用に供する電気炉（鉱物を熔融するもの限り、大気汚染防止法第 2 条第 2 項に規定するばい煙発生施設を除く。）	変圧器の定格容量 1000kVA 以上
4	化学製品の製造の用に供する電気分解槽	電流容量 500A 以上
5	化学製品の製造の用に供する塩素反応施設、塩化水素反応施設及び塩化水素吸収施設（塩素ガス又は塩化水素ガスを使用するものに限る。）	原料として使用する塩素の処理能力（塩化水素にあっては塩素換算量） 30kg/h 以上 50kg/h 未満
6	液体塩化アルミニウムの製造の用に供する溶解槽	原料の処理能力 450 kg/回以上
7	ガラス製品の製造の用に供する反応施設	容量 50L 以上
8	たん白質の加水分解による食品の製造の用に供する分解槽	原料の処理能力 500 kg/回以上
9	表面処理又は金属の加工の用に供する酸洗い施設、メッキ施設及び塩浴炉（メッキ施設及び塩浴炉にあっては浴としてシアン化合物を用いるものに限る。）*	すべての規模

○羽口面断面積：羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積

別表 2-2 ばい煙特定施設（群馬県の生活環境を保全する条例）に係る硫黄酸化物の規制〔K 値規制〕（条例施行規則別表第 2）

地区名	排出基準 (K 値)
高崎市（八幡町、鼻高町、藤塚町、剣崎町） 安中市（中宿、安中、安中 1 丁目から 5 丁目まで、中宿 1 丁目、下間仁田、岩井、野殿、大谷、板鼻、板鼻 1 丁目及び 2 丁目）	6.0
その他の区域	17.5

別表 2-3 ばい煙特定施設（群馬県的生活環境を保全する条例）に係るばいじんの排出基準（条例施行規則別表第 3）

条例施行規則別表第 1 の施設番号	ばい煙特定施設	規模 排出ガス量	排出基準 mg/m ³ N
1	非鉄金属製品の製造用の溶解炉	4 万 m ³ N/h 以上	0.20
		4 万 m ³ N/h 未満	0.40
2	金属の鑄造用の溶解炉		0.80
3	鉱物質製品の製造用の電気炉	4 万 m ³ N/h 以上	0.20
		4 万 m ³ N/h 未満	0.40

別表 2-4 ばい煙特定施設（群馬県的生活環境を保全する条例）に係る有害物質の排出基準（条例施行規則別表第 4）

項目	条例施行規則別表第 1 の施設番号			排出基準 mg/m ³ N
	番号	施設名	規模 排出ガス量	
塩素	4	化学製品製造用の電気分解槽	500 m ³ N/h 以上	3
			500 m ³ N/h 未満	30 ^{注 1}
	5	化学製品製造用の塩素反応施設 " 塩化水素反応施設 " 塩化水素吸収施設	500 m ³ N/h 以上	3
			500 m ³ N/h 未満	30
9	金属の加工又は表面処理用の酸洗い施設		30	
塩化水素	4	化学製品製造用の電気分解槽		80 ^{注 2}
	5	化学製品製造用の塩素反応施設 " 塩化水素反応施設 " 塩化水素吸収施設	500 m ³ N/h 以上	8
			500 m ³ N/h 未満	80
	6	液体塩化アルミニウム製造用の溶解槽	500 m ³ N/h 以上	8
			500 m ³ N/h 未満	80
8	たん白質の加水分解による分解槽		80	
9	金属の加工又は表面処理用の酸洗い施設			
弗素、弗化水素及び弗化珪素	4	化学製品製造用の電気分解槽		0.85
	7	ガラス製品製造用の反応施設		
シアン化水素	9	金属加工又は表面処理用のメッキ施設及び塩浴炉		12

注 1) 建屋の開口部から排出される場合は 3 mg/m³ N

2) 建屋の開口部から排出される場合は 8 mg/m³ N

別表3 大気汚染防止法「揮発性有機化合物排出施設」及び排出基準（法施行令別表第1-2、法施行規則別表第5の2）

工場または事業場に設置される施設で揮発性有機化合物を排出するものうち、その施設から排出される揮発性有機化合物が大気汚染の原因となるものであって、揮発性有機化合物の排出量が多いためにその規制を行うことが特に必要なものとして本表で定めるもの。

法施行令別表第1-2の項番号

番号	施設	規模	排出基準 ppmC ^{注5}	
1	揮発性有機化合物を溶剤として使用する化学製品製造の用に供する乾燥施設 （揮発性有機化合物を蒸発させるためのものに限る。以下同じ。）	送風機の送風能力 ^{注1} 3,000 m ³ /以上	600	
2	塗装施設 （吹付塗装を行うものに限る。）	排風機の排風能力 100,000 m ³ /以上	自動車製造の用に供するもの	既設 700 新設 ^{注6} 400
3	塗装の用に供する乾燥施設 （吹付塗装及び電着塗装に係るものを除く。）	送風機の送風能力 10,000 m ³ /以上	木材・木製品（家具を含む）の製造の用に供するもの	1,000
			その他のもの	600
4	印刷回路用銅張積層板、粘着テープ・粘着シートはく離紙又は包装材料（合成樹脂を積層するものに限る。）の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力 5,000 m ³ /以上	1400	
5	接着の用に供する乾燥施設 （前項に掲げるもの及び木材又は木製品（家具を含む。）の製造の用に供するものを除く。）	送風機の送風能力 15,000 m ³ /以上	1400	
6	印刷の用に供する乾燥施設 （オフセット輪転印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力 7,000 m ³ /以上	400	
7	印刷の用に供する乾燥施設 （グラビア印刷に係るものに限る。）	送風機の送風能力 27,000 m ³ /以上	700	
8	工業製品の洗浄施設 （当該洗浄施設において洗浄の用に供した揮発性有機化合物を蒸発させるための乾燥施設を含む。）	洗浄施設において揮発性有機化合物が空気に接する面の面積が5 m ² 以上のもの	400	
9	ガソリン、原油、ナフサその他の温度37.8℃において蒸気圧が20キロパスカルを超える揮発性有機化合物の貯蔵タンク （密閉式及び浮屋根式（内部浮屋根式を含む）のものを除く。）	貯蔵容量 1,000kL以上 （ただし、既設の貯蔵タンクは、当分の間、容量が2,000kL以上のものについて排出基準を適用する）	60,000	

注1) 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を規模の指標とします。

2) 構造的に一体となっている施設は全体として1施設として扱います。

3) 外形上揮発性有機化合物排出施設に該当するものであれば、それが試験研究用又は特殊製品製造用等の稼働日数が少ない施設であったとしても、規制対象となります。

4) 揮発性有機化合物の使用量、排出量、排出濃度等の多寡にかかわらず、規模要件を満たす施設は規制対象となります。

5) ppmCとは、炭素数が1の揮発性有機化合物の容量に換算（炭素換算）した容量比百万分率のことを言います。

6) 既設とは平成18年4月1日において現に設置されているもの（設置の工事がされているものを含みます）

別表4 大気汚染防止法「水銀排出施設」及び排出基準（法施行規則別表第3の3）

工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、水銀に関する条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして本表で定めるもの。

番号	水銀排出施設	規 模	排出基準			(参考) 水俣条約の対象施設
			新規施設	既存施設 ^{注7}	0n ^{注9}	
1	大気汚染防止法施行令（以下「令」という。）別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの ^{注1} （石炭を専焼させるものを除く。）	燃焼能力 ^{注2} 50L/h 以上	10	15	6	石炭火力発電所産業用石炭燃焼ボイラー
2	令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるものであって、項番号1に掲げるもの以外のもの		8	10	6	
3	令別表第1の3～5及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設 ^{注3} であつて銅又は金の精錬の用に供するもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	○令別表第1の3の項に掲げる施設 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及びか焼炉（令別表第1の14の項に掲げるものを除く。） ・原料の処理能力 1t/h 以上	15	30	—	非鉄金属（鉛、亜鉛、銅及び工業金）製造に用いられる製錬及び焙燃の工程
4	令別表第1の3～5及び14の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設 ^{注3} であつて鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	○令別表第1の4の項に掲げる施設 金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉（令別表第1の14の項に掲げるものを除く。） ・原料の処理能力 1t/h 以上	30	50	—	
5	・令別表第1の3～5及び14の項に掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設 ^{注4} であつて銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供するもの ・令別表第1の24の項に掲げる溶解炉のうち鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含まない。）の用に供するもの ^{注4} ・ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の3の項に掲げる施設（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）	○令別表第1の5の項に掲げる施設 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉（こしき炉並びに令別表第1の14の項及び24～26の項までに掲げるものを除く。） ・火格子面積 1㎡以上 ・羽口面断面積 0.5㎡以上 ・バーナーの燃焼能力 ^{注2} 50L/h 以上 ・変圧器の定格容量 200kVA 以上 ○令別表第1の14の項に掲げる施設 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉 ・原料の処理能力 0.5t/h 以上 ・火格子面積 0.5㎡以上 ・羽口面断面積 0.2㎡以上 ・バーナーの燃焼能力 ^{注2} 20L/h 以上	100	400	—	
6	令別表第1の3～5の項までに掲げる施設のうち二次精錬の用に供する施設 ^{注4} であつて金の精錬の用に供するもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）	○令別表第1の24の項に掲げる施設 鉛の二次精錬（鉛合金の製造を含む。）又は鉛の管、板若しくは線の製造の用に供する溶解炉 ・バーナーの燃焼能力 ^{注2} 10L/h 以上 ・変圧器の定格容量 40kVA 以上 ○ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1の3の項に掲げる施設 亜鉛の回収（製鋼の用に供する電気炉から発生するばいじんであつて、集じん機により集められたものからの亜鉛の回収に限る。）の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉 ・原料の処理能力 0.5t/h 以上	30	50	—	
7	令別表第1の9の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの	・火格子面積 1㎡以上 ・バーナーの燃焼能力 ^{注2} 50L/h 以上 ・変圧器の定格容量 200kVA 以上	50	80 (140) ^{注8}	10	セメントクリンカーの製造設備
8	・令別表第1の13の項に掲げる廃棄物焼却炉・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）第8条第1項に規定するごみ処理施設（焼却施設に限る。） ・廃掃法施行令第7条第3号、第5号、第8号、第10号、第11号の2、第12号、第13号の2に掲げる施設（専ら自ら産業廃棄物の処分を行う場合であつて、廃掃法施行令第7条第5号に掲げる廃油の焼却施設のうち原油を原料とする精製工程から排出された廃油以外を取り扱うもの及び項番号9に掲げるものを除く）	・火格子面積 2㎡以上 ・バーナーの焼却能力 ^{注2} 200kg/h 以上	30	50	12	廃棄物の焼却設備
9	・水銀回収義務付け産業廃棄物 ^{注5} 又は水銀含有再生資源 ^{注6} を回収する施設（回収時に加熱工程を含む施設に限る。）	・全ての施設	50	100	12	

注1) 燃料の燃焼能力が重油換算10万L/h未満のもの。

注2) 燃料の燃焼能力（L/h）は重油換算量で判定します。

固体燃料では1.6kg、液体燃料では1L、気体燃料では1.6㎡が、重油1Lに該当します。

注3) 一次精錬の用に供する施設とは、令別表第1の3～5及び14の項に掲げる施設のうち硫化鉛の重量の割合が50パーセン

- ト以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して銅、鉛又は亜鉛を精錬するもの及び精鉱の重量の割合が50パーセント以上である原料若しくは当該原料から成る材料を使用して金を精錬するものをいいます。
- 4) 二次精錬の用に供する施設とは、令別表第1の3～5及び14項の項に掲げる施設のうち一次精錬の用に供する施設以外のものをいいます。
 - 5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第2号ホ(2)又は同令第6条の5第号チで規定されています。
 - 6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律第2条第2項で規定されています。
 - 7) 平成30年4月1日において現に設置されているもの(設置の工事がされているものを含みます)
 - 8) 経過措置として、原料とする石灰石中の水銀含有量が0.05mg/kg以上であるものについては、括弧内の値が適用されます。ただし、連続した4か月間の石灰石中の水銀含有量がいずれも0.05mg/kg未満となった場合は同経過措置は解除されます。経過措置の適用又は解除を行う場合は、事業者は速やかにその旨を知事に届け出ることが必要です。
 - 9) 熱源として電気を使用する施設及び項番号3～6に掲げる施設は①の算式により、その他の施設は②の算式により水銀等の量を換算するものとします。
 - ① $C = C_s$
 - ② $C = \frac{21 - O_n}{21 - O_s} \times C_s$

C : 水銀等の量 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)、 C_s : 排出ガス中の水銀等の量 ($\mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$)、 O_s : 排出ガス中の酸素の濃度 (%)

別表5 大気汚染防止法「一般粉じん発生施設」、構造並びに使用及び管理に関する基準（法施行令別表第2、規則別表第6）

工場または事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、または飛散させるもののうち、その施設から排出され、または飛散する一般粉じんが大気汚染の原因となるもので、本表で定めるもの。

法施行令別表第2の番号

項番号	一般粉じん発生施設	規模	構造並びに使用及び管理に関する基準
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50t以上	1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの一般粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1000㎡以上	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75cm以上であるか又はバケットの内容積が0.03㎡以上	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破砕機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75kW以上	次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水設備によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のもの及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15kW以上	5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

注）規模欄の能力が1つ以上該当する場合、規制対象となります。

別表6 群馬県の生活環境を保全する条例「粉じん特定施設」、構造並びに使用及び管理に関する基準（条例施行規則別表第5、6）

工場または事業場に設置される施設で粉じんを発生し、及び排出し、または飛散させるもののうち、その施設から排出され、または飛散する粉じんが大気汚染の原因となるもので、本表で定めるもの。

条例施行規則別表第5の番号

項番号	粉じん特定施設	規模	構造並びに使用及び管理に関する基準
1	木材、木製品製造業の用に供する帯のこ盤、丸のこ盤及びびかな盤	原動機の定格出力が2.25kW以上	次に掲げる項目の二以上に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん装置(集じん室を含む。)が設置されていること。 3 防じんカバーで覆われていること 4 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
2	強化プラスチック製品の製造の用に供する成型機	すべての規模	
4	穀物製粉施設	原動機の定格出力の合計が75kW以上のもの	
5	こんにやく製粉施設	すべての規模	
3	金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、強化プラスチック製造業又は自動車整備業の用に供する塗装被膜施設（空気圧縮機を使用するものに限る）	空気圧縮機の定格出力が0.75kW以上	次に掲げる項目の二以上に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 水洗設備による防じん装置が設置されていること。 3 高さ10m以上の排気施設が設置されていること。 4 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

別表 7 大気汚染防止法「特定粉じん発生施設」及び敷地境界基準（法施行令別表第 2 の 2、法施行規則第 16 条の 2）

工場または事業場に設置される施設で特定粉じんを発生し、及び排出し、または飛散させるもののうち、その施設から排出され、または飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので、本表で定めるもの。

法施行令別表第 2 の 2 の番号

項番号	特定粉じん発生施設	規 模	敷地境界基準
1	解綿用機械	原動機の定格出力が 3.7kW 以上であること。	工場又は事業場の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度が 1L につき 10 本以下であること
2	混合機		
3	紡織用機械		
4	切断機	原動機の定格出力が 2.2kW 以上であること。	
5	研磨機		
6	切削用機械		
7	破砕機及び摩砕機		
8	プレス（剪断加工用のものに限る。）		
9	穿孔機		

この表に掲げる施設は、石綿を含有する製品の製造の用に供する施設に限り、湿式のもの及び密閉式ものを除く。

○ 平成 23 年 3 月 1 日以降、「石綿を重量比 0.1% 以上含有する全ての物の製造・輸入・譲渡・提供・使用」が禁止されています（労働安全衛生法）。

別表 8-1 大気汚染防止法「特定粉じん排出等作業」（法第 2 条第 11 項、第 18 条の 17、法施行令第 3 条の 3、第 3 条の 4、第 10 条の 2）

特定建築材料（吹付け石綿その他の石綿を含有する建築材料、別表 8-2 参照）が使用されている建築物その他の工作物（以下、「建築物等」という）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので、本表で定めるもの。

		作 業
特定粉じん排出等作業		特定建築材料が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業
届出対象特定工事に係る特定粉じん排出等作業		特定建築材料のうち、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業

○ 届出対象特定工事に係る特定粉じん排出等作業の開始の日の 14 日前までに、環境森林・環境事務所あて届出を行う必要があります（前橋市、高崎市における作業については、それぞれの市あて）。

○ 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下、「特定工事」という）の施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、大気汚染防止法に定める「作業基準等（別表 8-4～8-7）」を遵守する必要があります。

別表 8-2 特定建築材料（法施行令第 3 条の 3、第 10 条の 2）

	特定建築材料の区分	種 類 例 ^{注3}	参考 ^{注4}
1	吹付け石綿 ^{注1}	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール（乾式・湿式） ③石綿含有ひる石吹付け材 ④石綿含有パーライト吹付け材	レベル 1
2	石綿を含有する断熱材 ^{注2}	①屋根用折板裏断熱材 ②煙突用断熱材	レベル 2
3	石綿を含有する保温材 ^{注2}	①石綿保温材 ②石綿含有けいそう土保温材 ③石綿含有パーライト保温材 ④石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑤石綿含有ひる石保温材 ⑥石綿含有水練り保温材	
4	石綿を含有する耐火被覆材 ^{注2}	①石綿含有耐火被覆板 ②石綿含有けい酸カルシウム板第 2 種 ③石綿含有耐火被覆塗り材	レベル 3
5	石綿を含有する仕上塗材	①石綿含有建築用仕上塗材	
6	石綿含有成形板等	①石綿含有成形板 ②石綿含有セメント管 ③押出成形品 ④石綿含有けい酸カルシウム板第 1 種	

注 1) 「吹付け石綿」とは、石綿にセメント等の結合材と水を加え混合し、吹付け機を用いて吹付けたもの。

2) 吹付け石綿を除く。

3) 「種類例」欄は、「建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル 2021.3（環境省水・大気環境局大気環境課）」中の「特定建築材料に該当する建築材料の例」等より。

4) レベル 1～3 は大気汚染防止法の規定ではなく通称によるもの。

5) いずれも建築材料の調製に際して石綿を意図的に含有させたもの又は石綿の重量が当該製品重量の 0.1% を超えるもの。

別表 8-3 解体等工事に係る事前調査（法第 18 条の 15、法施行規則第 16 条の 5）

元請業者（発注者（解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）及び自主施工者（以下「元請業者等」という。）は、当該解体等工事（建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事）が特定工事に該当するか否かについて、以下の方法により調査を行わなければならない。

1	<p>設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行うこと。ただし、解体等工事が次に掲げる建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当することが設計図書その他の書面により明らかであつて、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないものである場合は、特定建築材料の有無の目視による調査は不要。</p> <p>イ 平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した建築物等（ロからホまでに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ 平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した非鉄金属製造業の用に供する施設の設備（配管を含む。以下この号において同じ。）であつて、平成 19 年 10 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの</p> <p>ハ 平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した鉄鋼業の用に供する施設の設備であつて、平成 21 年 4 月 1 日以後にその接合部分にガスケット又はグラントパッキンを設置したもの</p> <p>ニ 平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であつて、平成 23 年 3 月 1 日以後にその接合部分にグラントパッキンを設置したもの</p> <p>ホ 平成 18 年 9 月 1 日以後に設置の工事に着手した化学工業の用に供する施設の設備であつて、平成 24 年 3 月 1 日以後にその接合部分にガスケットを設置したもの</p>
2	<p>1 の調査により解体等工事が特定工事に該当するか否かが明らかにならなかつたときは、分析による調査を行うこと。ただし、当該解体等工事が特定工事に該当するものとみなして、法及びこれに基づく命令中の特定工事に関する措置を講ずる場合は、この限りでない。</p>

別表 8-4 事前調査結果の記録事項（法第 18 条の 15 第 3、4 項、法施行規則第 16 条の 8）

別表 8-3 の調査を行った者は、以下の事前調査に関する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、記録の写しを解体等工事終了の日から 3 年間保存しなければならない。

記録事項	<p>1 解体等工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名^(注)</p> <p>2 解体等工事の場所^(注)</p> <p>3 解体等工事の名称及び概要^(注)</p> <p>4 事前調査を終了した年月日^(注)</p> <p>5 事前調査の方法^(注)</p> <p>6 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（解体等工事に係る建築物等が事前調査手法欄の 1. ロ～ホに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、これに加えて、これらの規定に規定する建築材料を設置した年月日）^(注)</p> <p>7 解体等工事に係る建築物等の概要</p> <p>8 解体等工事が建築物等を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事に該当するときは、当該作業の対象となる建築物等の部分</p> <p>9 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面調査及び目視調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が環境大臣が定める者に該当することを証明する書類の写し（令和 5 年 10 月 1 日～）</p> <p>10 分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称</p> <p>11 解体等工事に係る建築物等の部分における各建築材料が特定建築材料に該当するか否か（別表 8-3 2 欄ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合は、その旨）及びその根拠</p>
------	---

（注）は別表 8-3 1 欄イ～ホに該当する場合に必要な記録事項

別表 8-5 事前調査結果の説明書面への記載事項及び掲示事項（法第 18 条の 15、法施行規則第 16 条の 8～10）

元請業者は解体等工事の開始の日までに（当該解体等工事が届出対象特定工事に該当し、かつ、特定粉じん排出等作業を当該届出対象特定工事の開始の日から 14 日以内に開始する場合にあつては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日 14 日前までに）、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、以下の「説明書面への記載事項」を記載した書面を交付して説明し、当該書面の写しを解体等工事の終了の日から 3 年間保存しなければなりません。

元請業者及び自主施行者は、以下の「掲示事項」を、当該解体等工事の現場において、長さ 42.0cm、幅 29.7cm 以上（日本産業規格 A 列 3 番以上）（縦横どちらでも可）の掲示板を設けることにより公衆に見やすいように掲示しなければなりません。

	説明書面への記載事項	掲示事項
全ての解体等工事	1 事前調査の結果 2 事前調査を終了した年月日 3 事前調査の方法 4 建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面調査及び目視調査（別表 8-3 1 欄イ～ホに該当することが明らかである場合を除く。）を行ったときは、調査を行った者の氏名及び当該者が環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項（令和 5 年 10 月 1 日～）	1 事前調査の結果 2 解体等工事の元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 3 事前調査の終了年月日 4 事前調査の方法
届出対象特定工事以外の特定工事（レベル 3）	（上記 1～4 に加えて） 5 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積 6 特定粉じん排出等作業の種類 7 特定粉じん排出等作業の実施の期間 8 特定粉じん排出等作業の方法 9 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要 10 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所	（上記 1～4 に加えて） 5 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類
届出対象特定工事（レベル 1、2）	（上記 1～10 に加えて） 11 8 に掲げる特定粉じん排出等作業の方法が法第 18 条の 19 各号 ^注 に掲げる措置を当該各号に定める方法により行うものでないときは、その理由 12 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況 13 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	

注) 法第 18 条の 19 及び法施行規則第 16 条の 14～16

一 当該特定建築材料の建築物等からの除去

次に掲げる方法

イ 当該特定建築材料をかき落とし、切断し、又は破碎することなくそのまま建築物等から取り外す方法

ロ 当該特定建築材料の除去を行う場所を他の場所から隔離し、除去を行う間、当該隔離した場所において日本産業規格 Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用する方法

ハ 上記ロに規定する方法と同等以上の効果を有する方法

二 当該特定建築材料からの特定粉じんの飛散を防止するための処理

当該特定建築材料を被覆し、又は当該特定建築材料に添加された特定粉じんに該当する物質を当該特定建築材料に固着する方法であつて、特定建築材料の囲い込み又は封じ込め（以下「囲い込み等」という。）を行う方法。ただし、吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材（吹付け石綿を除く。）の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破碎等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、当該特定建築材料の囲い込み等を行う場所を他の場所から隔離し、囲い込み等を行う間、当該隔離した場所において、上記一、ロの集じん・排気装置を使用する方法。

別表 8-6 特定粉じん排出等作業に係る作業基準（法第 18 条の 20、法施行規則第 16 条の 4、別表第 7）

特定工事の元請業者、下請負人又は自主施工者は特定粉じん排出等作業を行うときは、以下の作業基準を遵守しなければなりません。

一 次に掲げる事項を記載した当該特定粉じん排出等作業の計画を作成し、当該計画に基づき当該特定粉じん排出等作業を行うこと。

イ 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

ロ 特定工事の場所

ハ 特定粉じん排出等作業の種類

ニ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

ホ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

ヘ 特定粉じん排出等作業の方法

ト 法施行規則第十条の四第二項各号に掲げる事項

一 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況

二 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の行程の概要

三 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所

四 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

二 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、公衆の見やすい場所に次に掲げる要件を備えた掲示板を設けること。

イ 長さ 42.0cm、幅 29.7cm（日本産業規格 A3 判）以上（縦横どちらでも可）

ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

（1）特定工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- (2) 当該特定工事が届出対象特定工事に該当するときは、届出対象特定工事に係る特定粉じん排出等作業実施届出の届出年月日及び届出先
- (3) 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- (4) 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- (5) 特定粉じん排出等作業の方法

三 特定工事の元請業者、自主施工者又は下請負人は、特定工事における施工の分担関係に応じて、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況（下表の1の項中欄に掲げる作業並びに6の項下欄イ及びハの作業を行うときは、同表の1の項下欄ハ、ニ、へ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、その内容を含む。）及び確認した者の氏名を含む。）を記録し、これを特定工事が終了するまでの間保存すること。

四 特定工事の元請業者は、前号の規定により各下請負人が作成した記録により当該特定工事における特定粉じん排出等作業が第一号に規定する計画に基づき適切に行われていることを確認すること。

五 特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去、囲い込み又は封じ込め（以下この号において「除去等」という。）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者^(注1)に当該確認を目視により行わせること。ただし、解体等工事の自主施工者である個人は、建築物等を改造し、又は補修する作業であつて、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事^(注2)を施工する場合には、自ら当該確認を行うことができる。

(注1) 建築物にあっては、別表8-10に掲げる者（ただし一戸建て等石綿含有建材調査者は一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部のみに限る。）及び石綿作業主任者（石綿障害予防規則第19条に規定する者をいう。以下同じ。）。

工作物にあっては、石綿作業主任者。

(注2) 床、壁、天井等への家具の固定のための穴開け等の特定建築材料の一部を加工する作業のみを伴うような建設工事。

六 前各号に定めるもののほか、下表に掲げるとおりとする。

法施行規則別表第7の項番号

番号	特定粉じん排出等作業	作業基準
1	(レベル1、2) 特定建築材料が使用されている建築物等の解体作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等を除去する作業（次項又は五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う場所（以下「作業場」という。）を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置すること。 ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 ハ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ヘ イの規定により隔離を行つた作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずること。 ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行つた上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認すること。
2	(レベル2) 特定建築材料が使用されている建築物等の解体作業のうち、石綿含有断熱材等を除去する作業であつて、特定建築材料をかき落とし、切断又は破碎以外の方法で除去するもの（五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 ロ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、養生を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
3	(レベル3仕上塗材) 特定建築材料が使用されている建築物等の解体、改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する仕上塗材を除去する作業（五の項に掲げるものを除く。）	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。（ロの規定により特定建築材料を除去する場合を除く。） ロ 電気グラインダーその他の電動工具を用いて特定建築材料を除去するときは、次に掲げる措置を講ずること。 (1) 特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行つたときは、当該養生を解くに当たって、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
4	(レベル3) 特定建築材料が使用されている建築	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等に使用されている特定建築材料を除去するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。

	物等の解体、改造又は補修する作業のうち、石綿を含有する成形板その他の建築材料（吹付け石綿、石綿含有断熱材等及び石綿を含有する仕上塗材を除く。この項の下欄において「石綿含有成形板等」という。）を除去する作業（一の項から三の項まで及び次項に掲げるものを除く。）	イ 特定建築材料を切断、破砕等することなくそのまま建築物等から取り外すこと。 ロ イの方法により特定建築材料（ハに規定するものを除く。）を除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業に該当するものとして行う作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ハ 石綿含有成形板等のうち、特定粉じんを比較的多量に発生し、又は飛散させる原因となるものとして環境大臣が定めるもの（石綿を含有するケイ酸カルシウム板第一種）にあつては、イの方法により除去することが技術上著しく困難なとき又は特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業に該当するものとして行う作業に該当するものとして行う作業の性質上適しないときは、次に掲げる措置を講ずること。 （１）特定建築材料の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 （２）除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化すること。 ニ 特定建築材料の除去後、作業場内の特定粉じんを清掃すること。この場合において、養生を行ったときは、当該養生を解くに当たつて、作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行うこと。
5	（レベル1～3） 特定建築材料が使用されている建築物等の解体作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物等を解体する作業その他の建築物等の解体に当たりあらかじめ特定建築材料を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物等に散水するか、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
6	（レベル1、2） 特定建築材料が使用されている建築物等の改造又は補修する作業のうち、吹付け石綿及び石綿含有断熱材等に係る作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物等の部分に使用されている特定建築材料を除去若しくは囲い込み等を行うか、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ 特定建築材料をかき落とし、切断又は破砕により除去する場合は一の項下欄イからトまでに掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は二の項下欄イからハマまでに掲げる事項を遵守すること。 ロ 特定建築材料の囲い込み等を行うに当たつては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去すること。 ハ 吹付け石綿の囲い込み若しくは石綿含有断熱材等の囲い込み等（これらの建築材料の切断、破砕等を伴うものに限る。）を行う場合又は吹付け石綿の封じ込めを行う場合は、一の項下欄イからトまでの規定を準用する。この場合において、「除去する」とあるのは「囲い込み等を行う」と、「除去」とあるのは「囲い込み等」と読み替えることとする。

別表 8-7 特定粉じん排出等作業に係る下請負人への説明（法第 18 条の 16、法施行規則第 16 条の 13）

特定工事の元請業者又は下請負人は、その請け負った特定工事の全部又は一部について他の者に請け負わせるときは、当該他の者に対し、その請負に係る特定工事における以下の事項を説明しなければなりません。

- 一 特定粉じん排出等作業の種類
- 二 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- 三 特定粉じん排出等作業の方法
- 四 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 五 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

別表 8-8 特定粉じん排出等作業の結果の報告等（法第 18 条の 23、法施行規則第 16 条の 16、17）

特定工事の元請業者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業が完了したときは、その結果（以下の「報告事項」）を遅滞なく当該特定工事の発注者に書面で報告し、当該書面の写しを特定工事の終了の日から 3 年間、保存しなければなりません。

特定工事の元請業者等は、当該特定粉じん排出等作業に関する記録（以下の「記録事項」）を作成し、当該記録を特定工事の終了の日から 3 年間、保存しなければなりません。

報告事項	記録事項
1 特定粉じん排出等作業が完了した年月日	1 特定工事の元請業者又は自主施工者の現場責任者の氏名及び連絡場所
2 特定粉じん排出等作業の実施状況の概要	2 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所
3 特定建築材料の除去、囲い込み、又は封じ込め（以下「除去等」という）の完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認を行った者の氏名及び当該者が当該確認を適切に行うために必要な知識を有する者に該当することを明らかにする事項	3 特定工事の発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 4 特定工事の場所 5 特定粉じん排出等作業の種類 6 特定粉じん排出等作業を実施した期間 7 特定粉じん排出等作業の実施状況（次に掲げる事項を含む。） イ 特定建築材料の除去、囲い込み、又は封じ込めの完了後に（除去等を行う場所を他の場所から隔離したときは、当該隔離を解く前に）、除去等が完了したことの確認をした年月日、確認の結果（確認の結果に基づいて特定建築材料の除去等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名 ロ 別表 8-6 の表（法施行規則別表第 7）1 の項中欄に掲げる作業並びに同表の 6 の項下欄イ及びハの作業を行ったときは、同表の 1 の項下欄ハ、ニ、ヘ及びトに規定する確認をした年月日、確認の方法、確認の結果（確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、その内容を含む。）及び確認を行った者の氏名

別表 8-9 事前調査結果の報告（法第 18 条の 15 第 6 項、法施行規則第 16 条の 11）

解体等工事の元請業者又は自主施工者は、解体等工事に係る事前調査を行ったときは、遅滞なく、以下のとおり当該調査の結果を県知事・中核市長に報告しなければなりません。

報告対象となる解体等工事	1 建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 平方メートル以上であるもの 2 建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。以下同じ。）の合計額が 100 万円以上であるもの 3 工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるもの（反応槽、加熱炉、ボイラー及び压力容器、配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）、焼却設備、煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。）、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）、発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む。）、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板）に限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が 100 万円以上であるもの
報告事項	1 解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 ^(注) 2 事前調査を終了した年月日 ^(注) 3 解体等工事に係る別表 8-3 1 欄に規定する調査を行ったときは、当該調査を行った者の氏名及び当該者が同号に規定する環境大臣が定める者に該当することを明らかにする事項（令和 5 年 10 月 1 日～） 4 解体等工事の場所 ^(注) 5 解体等工事の名称及び概要 ^(注) 6 解体等工事に係る建築物等の設置の工事に着手した年月日（解体等工事に係る建築物等が別表 8-3 1 欄のロ～ホに掲げるもののいずれかに該当する場合にあつては、これに加えて、これらの規定に規定する建築材料を設置した年月日） ^(注) 7 解体等工事に係る建築物等の概要 8 分析による調査を行ったときは、当該調査を行った箇所並びに当該調査を行った者の氏名及び所属する機関又は法人の名称 9 解体等工事の実施の期間 ^(注) 10 報告対象となる上欄 1. に掲げる建設工事に該当するときは、作業の対象となる床面積の合計 ^(注) 11 報告対象となる上欄 2. 及び 3. に掲げる建設工事に該当するときは、これらの規定に規定する作業の請負代金の合計額 12 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類 13 解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料が特定建築材料に該当するか否か（当該解体等工事が解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあつては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要 14 解体等工事が特定工事に該当するときは、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始時期

(注) は別表 8-3 1 欄イ～ホに該当する場合に必要な報告事項

別表 8-10 事前調査に係る一定の知見を有する者の活用（法施行規則（令和 5 年 10 月 1 日施行）第 16 条の 5 第 2 号）（令和 5 年 10 月 1 日～）

建築物を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事の書面調査及び目視調査（別表 8-3 1 欄のイ～ホに該当する建築物等の解体等工事に該当することが明らかである場合を除く。）については、当該調査を適切に行うために必要な知識を有する者として環境大臣が定める以下の者に行わせなければなりません。ただし、解体等工事の自主施工者である個人（解体等工事を業として行う者を除く。）は、建築物を改造又は補修する作業であって、排出され、又は飛散する粉じんの量が著しく少ないもののみを伴う軽微な建設工事を施工する場合には、自ら当該調査を行うことができます。

建築物の種類	必要な知識を有する者として環境大臣が定める者（調査者等）
イ 建築物（ロに掲げるものを除く）	1 登録規程 ^(注) 第 2 条第 2 項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者 2 登録規程第 2 条第 3 項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者 3 上記に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者（令和 5 年 9 月 30 日以前に（一社）日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者）
ロ 登録規程第 2 条第 4 項に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部	1 上欄に掲げる者 2 登録規程第 2 条第 4 項に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

(注) 登録規程とは建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成三十年厚生労働省/国土交通省/環境省/告示第一号）をいいます。

(参考) 分析による調査については、石綿障害予防規則（令和 5 年 10 月 1 日施行）第 3 条第 6 項の規定により、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるもの（石綿障害予防規則第 3 条第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和 2 年厚生労働省告示第 277 号（令和 5 年 1 0 月 1 日施行）））に行わせなければなりません。

4 有害大気汚染物質について

(1) 有害大気汚染物質（平9環大規第31号）

有害大気汚染物質とは継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気の汚染の原因となるもの（ばいじん以外のばい煙、特定粉じん及び水銀等を除く。）をいいます。

ア「有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質」（247物質）

平成22年10月15日付け中央環境審議会答申（第9次答申）により248物質がリスト化されました。平成30年4月施行の改正大気汚染防止法において有害大気汚染物質から水銀及びその化合物が除かれたため現在247物質となっています。

イ「優先取組物質」（22物質）

アの中で、大気汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある程度高い有害大気汚染物質。第9次答申により23物質がリスト化され、アと同じ理由で現在22物質となっています。

ウ「指定物質」（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質）

人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもの。指定物質を排出又は飛散させる施設は**指定物質排出施設**として指定され、抑制に関する基準（**指定物質抑制基準**）が定められています。

(2) 指定物質排出施設・抑制基準一覧（法施行令別表第6：平成9年環境庁告示第5号、第6号）

ア ベンゼンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準の対応

指定物質排出施設（政令で指定）	指定物質抑制基準（告示で設定）
一 ベンゼン（濃度が体積百分率60パーセント以上のものに限る。以下同じ。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000立方メートル以上のもの	溶媒として使用したベンゼンを蒸発させるためのものに限定。 既設：200 mg/m ³ N（排ガス量1,000 m ³ N/h以上3,000 m ³ N/h未満） 100 mg/m ³ N（排ガス量3,000 m ³ N/h以上） 新設：100 mg/m ³ N（排ガス量1,000 m ³ N/h以上3,000 m ³ N/h未満） 50 mg/m ³ N（排ガス量3,000 m ³ N/h以上）
二 原料の処理能力が1日当たり20トン以上のコークス炉	装炭時の装炭口からの排出ガスで装炭車集じん機の排出口から排出されるものに対して適用。 既設：100 mg/m ³ N（開底式たて型のもの並びに装炭車に集じん機及び煙突を設置するものを除く。） 新設：100 mg/m ³ N
三 ベンゼンの回収の用に供する蒸留施設（常圧蒸留施設を除く。）	溶媒として使用したベンゼンの回収の用に供するものに限定。 既設：200 mg/m ³ N（排ガス量1,000 m ³ N/h以上） 新設：100 mg/m ³ N（排ガス量1,000 m ³ N/h以上）
四 ベンゼンの製造の用に供する脱アルキル反応施設（密閉式のものを除く。）	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除外。 既設：100 mg/m ³ N 新設：50 mg/m ³ N
五 ベンゼンの貯蔵タンクであって、容量が500キロリットル以上のもの	浮屋根式（内部浮屋根式を含む。）のものを除外。また、基準はベンゼンの注入時の排出ガスに対して適用。 既設：1,500 mg/m ³ N（容量1,000kL以上） 新設：600 mg/m ³ N
六ベンゼンを原料として使用する反応施設であって、ベンゼンの処理能力が1時間当たり1トン以上のもの（密閉式のものを除く。）	排出ガスをフレアスタックで処理するものを除外。 既設：200 mg/m ³ N（排ガス量1,000 m ³ N/h以上3,000 m ³ N/h未満） 100 mg/m ³ N（排ガス量3,000 m ³ N/h以上） 新設：100 mg/m ³ N（排ガス量1,000 m ³ N/h以上3,000 m ³ N/h未満） 50 mg/m ³ N（排ガス量3,000 m ³ N/h以上）

注）既設とは平成9年4月1日において現に設置されているもの。（設置の工事がされているものを含まず）

イ トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンに係る指定物質排出施設と指定物質抑制基準の対応

指定物質排出施設（政令で指定）	指定物質抑制基準（告示で設定）
七 トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレン（以下「トリクロロエチレン等」という。）を蒸発させるための乾燥施設であって、送風機の送風能力が1時間当たり1,000立方メートル以上のもの	溶媒として使用したトリクロロエチレン等を蒸発させるためのものに限定。 既設：500 mg/m ³ N 新設：300 mg/m ³ N
八 トリクロロエチレン等の混合施設であって混合槽の容量が5キロリットル以上のもの（密閉式のものを除く。）	溶媒としてトリクロロエチレン等を使用するものに限定。 既設：500 mg/m ³ N 新設：300 mg/m ³ N
九 トリクロロエチレン等の精製又は回収の用に供する蒸留施設（密閉式のものを除く。）	トリクロロエチレン等の精製の用に供するもの及び原料として使用したトリクロロエチレン等の回収の用に供するものに限定。 既設：300 mg/m ³ N 新設：150 mg/m ³ N
十 トリクロロエチレン等による洗浄施設（次号に掲げるものを除く。）であって、トリクロロエチレン等が空気に接する面の面積が3平方メートル以上のもの	既設：500 mg/m ³ N 新設：300 mg/m ³ N
十一 テトラクロロエチレンによるドライクリーニング機であって、処理能力が1回当たり30キログラム以上のもの	密閉式のものを除外。 既設：500 mg/m ³ N 新設：300 mg/m ³ N

注）既設とは平成9年4月1日において現に設置されているもの。（設置の工事がされているものを含まず）

——工場・事業場の大気規制に関するお問い合わせ先——

以下の各環境森林事務所・環境事務所等へお問い合わせ下さい。

	所在地	連絡先	事業所がある市町村 ^{注1}
中部環境事務所	〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 (前橋合同庁舎内)	027-219-2020	渋川市、伊勢崎市 ^{注2} 、 榛東村、吉岡町、玉村町
西部環境森林事務所	〒370-0805 高崎市台町 4-3 (高崎合同庁舎内)	027-323-5530	藤岡市、富岡市、安中市、 上野村、神流町、下仁田町、 南牧村、甘楽町
吾妻環境森林事務所	〒377-0424 中之条町大字中之条町 664 (中之条合同庁舎内)	0279-75-4611	中之条町、長野原町、 嬭恋村、草津町、高山村、 東吾妻町
利根沼田環境森林事務所	〒378-0031 沼田市薄根町 4412 (利根沼田県民局庁舎内)	0278-22-4481	沼田市、片品村、川場村、 昭和村、みなかみ町
東部環境事務所	〒373-0033 太田市西本町 60-27 (太田合同庁舎内)	0276-31-2517	桐生市、太田市 ^{注2} 、 館林市、みどり市、板倉町、 明和町、千代田町、大泉町、 邑楽町
環境保全課	〒371-8570 前橋市大手町一丁目 1-1	027-226-2837	法令制度全般

注1) 前橋市内、高崎市内の工場・事業場（すべての施設）及び届出対象特定工事に係る特定粉じん排出等作業に係る届出並びに解体等工事に係る事前調査結果の報告の受理等の事務については、それぞれの市が所管しています。

- ◎ 前橋市 〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12 番 1 号
前橋市環境部環境森林課 連絡先：027-898-6294（直通）
- ◎ 高崎市 〒370-8501 高崎市高松町 35 番地 1
高崎市環境部環境政策課 連絡先：027-321-1251（直通）

注2) 伊勢崎市内、太田市内の一般粉じん発生施設及び粉じん特定施設に係る届出の受理等の事務については、それぞれの市が所管しています。

- ◎ 伊勢崎市 〒372-0824 伊勢崎市柴町 954 番地
清掃リサイクルセンター21 内
伊勢崎市環境部環境政策課 連絡先：0270-27-2733（直通）
- ◎ 太田市 〒373-8718 太田市浜町 2-35
太田市産業環境部環境対策課 連絡先：0276-47-1893（直通）